

平成30年3月12日
(月曜日)

平成30年 第1回幌延町議会 (定例会)
会議録 第1日目

議 事 日 程

- | | |
|----|---|
| | 開会宣告及び開議宣告 |
| 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 2 | 会期の決定 |
| 3 | 諸般の報告 |
| 4 | 行政報告 |
| 5 | 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて |
| 6 | 議案第1号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について |
| 7 | 議案第2号 幌延下水道管理センター維持運営基金条例を廃止する条例の制定について |
| 8 | 議案第3号 平成29年度幌延町一般会計補正予算（第6号） |
| 9 | 議案第4号 平成29年度幌延町立診療所特別会計補正予算（第3号） |
| 10 | 議案第5号 平成29年度幌延町国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 11 | 議案第6号 平成29年度幌延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 12 | 議案第7号 平成29年度幌延町介護保険特別会計補正予算（第3号） |
| 13 | 議案第8号 平成29年度幌延町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 14 | 議案第9号 平成29年度幌延町下水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 15 | 平成30年度 幌延町政執行方針
平成30年度 幌延町教育行政執行方針 |
| 16 | 議案第10号 幌延町国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 17 | 議案第11号 幌延町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 18 | 議案第12号 幌延町個人情報保護条例及び幌延町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について |
| 19 | 議案第13号 幌延町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 20 | 議案第14号 幌延町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 21 | 議案第15号 幌延町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援事業等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 22 | 議案第16号 幌延町移住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定について |
| 23 | 議案第17号 幌延町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について |
| 24 | 議案第18号 幌延町移住情報PR支援センター設置条例の制定について |
| 25 | 議案第19号 幌延町産業・地域振興センターの指定管理者の指定について |
| 26 | 議案第20号 平成30年度幌延町一般会計予算 |
| 27 | 議案第21号 平成30年度幌延町立診療所特別会計予算 |

- 28 議案第22号 平成30年度幌延町国民健康保険特別会計予算
- 29 議案第23号 平成30年度幌延町後期高齢者医療特別会計予算
- 30 議案第24号 平成30年度幌延町介護保険特別会計予算
- 31 議案第25号 平成30年度幌延町簡易水道事業特別会計予算
- 32 議案第26号 平成30年度幌延町下水道事業特別会計予算
(予算審査特別委員会設置、審査付託)
- 散会宣告

出席議員（8名）

議 長	8 番	植 村	敦
	1 番	富 樫	直 敏
	2 番	西 澤	裕 之
	3 番	斎 賀	弘 孝
	4 番	無量谷	隆
	5 番	鷺 見	悟
	6 番	吉 原	哲 男
	7 番	高 橋	秀 之

出席説明員

町 長	野々村	仁
代 表 監 査 委 員	利 波	隆 造
副 町 長	岩 川	実 樹
教 育 長	木 澤	瑞 浩

総務財政課長	飯 田	忠 彦
住民生活課長	藤 井	和 之
保健福祉課長	藤 田	秀 紀
産業振興課長	山 本	基 継
建設管理課長	島 田	幸 司
建設管理課技術長	植 村	光 弘

総務グループ主幹	古 草	勝
財政グループ主幹	岡 田	英 樹
企画振興グループ主幹	角 山	隆 一

診療所事務長 (藤 田 秀 紀)

教 育 次 長 伊 藤 一 男

農業委員会事務局長 (山 本 基 継)

選挙管理委員会事務局長 (飯 田 忠 彦)

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	早 坂	敦
主 事	満 保	希 来

(10時00分開 会)

議 長 植 村 敦 君

おはようございます。

本日の出席議員は8名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第1回幌延町議会定例会を開会します。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付されているとおりです。

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定に基づき、議長において2番西澤裕之君、3番斎賀弘孝君を指名します。

日程第2 「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日、3月12日から14日までの3日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日、3月12日から14日までの3日間に決定しました。

日程第3 「諸般の報告」を行います。

議長としての報告事項は、配付した資料のとおりです。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第4 「行政報告」を行います。

町長、教育長から、順次行政報告を求めます。

町 長 野々村 仁 君

幌延町議会3月定例会の開催にあたり、一般行政の執行状況についてご報告を申し上げます。

はじめに、住民票等各種証明書のコンビニ交付サービスの開始についてですが、本町では、2月22日から、全国のコンビニエンスストア等で住民票や印鑑証明書、戸籍などの各種証明書を取得することができるコンビニ交付サービスを開始いたしました。今までは、直接役場の窓口にお越しいただくか、郵送による請求でしか証明書の発行ができませんでしたが、お近くのコンビニエンスストアでの簡単な機械操作による取得ができるようになりました。このサービスを受けるためには、マイナンバーカードが必要となりますので、この機会にぜひ、マイナンバーカードを取得いただきたいと思います。ご利用の際は、コンビニエンスストアにマイナンバーカードを持参の上、店舗に設置のマルチコピー機で4ケタの暗証番号を入力することで証明書が取得

できます。なお、コンビニ交付サービスは、年末年始を除く、コンビニエンスストア営業日の午前6時30分から午後11時まで、役場の窓口での料金と同じ手数料でご利用いただくことができます。

次に幌延町立北星園利用者行方不明案件の示談についてですが、平成23年6月26日、幌延町立北星園の利用者、小林浩司さんが行方不明となり、その後、昨年6月22日、北星園の裏を流れる原子の沢川下流の雑草地で頭骨が発見され、DNA鑑定の結果、その頭骨は小林浩司さんと断定され、死亡が確定いたしました。DNA鑑定の結果を受け、小林さんのご遺族には改めてお詫びとお悔やみを申し上げ、示談に向けた話し合いを進めて参りましたが、本年1月23日に小林さんのご遺族、社会福祉法人幌延福社会、幌延町との間で示談が成立しました。示談内容は、事故の責任は社会福祉法人幌延福社会にあることを認め、幌延福社会から小林さんのご遺族に対し、損害賠償金をお支払いすること。幌延福社会と幌延町は、本件の発生を重く受け止め、再発防止に努めること。本件については、他に何らの債権債務のないこととあります。指定管理とはいえ、本町の施設でこのような人命にかかわる事件が発生したことは、極めて遺憾であり、2度とこのような事件が起きないように、再発防止を徹底するよう担当課に指示しております。

お配りした資料には記載がございませんが、追加で意見ご報告させていただきます。

幌延町開基120年記念事業の一環として実施しております、北海道日本ハムファイターズ北海道179市町村応援大使事業についてですが、去る、3月2日に札幌市で18市町村代表者と応援大使による決起集会が開催され、併せて5月2日から5月20日までの全10試合において、選手たちがユニフォーム等に市町村名をつけてプレーする「北海道シリーズ2018 WE LOVE HOKKAIDO」市町村掲出抽選が行われました。その結果、5月15日火曜日及び翌16日水曜日に東京ドームで行われる対埼玉西部ライオンズ戦において、ヘルメットに幌延町の文字が掲出されることが決定いたしました。この企画は、北海道日本ファイターズの選手たちが地域活性化の一端を担うことを目的に実施する、北海道179市町村応援大使の恒例企画で、この機会を通じて、広く全国の野球ファンに向けて、幌延町が宣伝されることを期待しております。

その他、一般的な事務事項につきましては、お手元にお配りした資料のとおりとなっております。

以上、第1回幌延町議会定例会の行政報告とさせていただきます。

教育長 木澤 瑞浩 君

幌延町議会3月定例会の開催にあたり、教育行政の執行状況について、その概要をご報告いたします。

学校教育について、3点ご報告いたします。

1点目は、稚内地区吹奏楽連盟主催の平成29年度稚内地区管楽器個人及びアンサンブルコンクールが1月14日、稚内総合文化センターで開催されました。幌延中学校から、アンサンブルで14名が参加しております。日頃の成果を十分に発揮し、管打五重奏と管楽四重奏で銀賞、管楽五重奏は金賞を受賞しました。

2点目は、北海道中学校体育連盟等主催による、第50回北海道中学校スキー大会

アルペン競技が、1月12日から14日まで、小樽市で開催され、幌延中学校3年生の岡桃果さんが宗谷地区代表としてジャイアントスラローム、スラロームの2種目に出場し、入賞は果たせませんでした。精一杯健闘したとの報告をうけております。

3点目は、平成29年度全国体力・運動能力・運動習慣等調査の北海道教育委員会が作成する報告書に本町の状況等を掲載することに、幌延町教育委員会も同意しました。体力・運動能力状況の一部、一側面ではありますが、他の市町村と同様に北海道教育委員会報告書のホームページで公開されます。町民の皆さまには、広報4月号でそのインフォメーションを掲載する予定であります。

次に、社会教育について2点ご報告いたします。

まず、1点目ですが、夏休みに引き続き、冬季休業中の生活、学習習慣の定着を図るため、朝活プロジェクト事業を開催しました。小学校1年生から6年生の44名が参加し、ペッパーを活用したプログラミング教室、漢字や英語学習、運動教室を行い、参加者や保護者から高い評価をいただきました。

2点目は、幌延バレーボール少年団が1月7日から9日に江別市で開催された第34回北海道小学生バレーボール選抜優勝大会に道北地区第3代表として出場し、男子の部で初出場ながら、ベスト8になりました。なお、この大会で6年生の島田拓歩君が優秀選手に選抜されております。今後の更なる活躍を期待するところです。

以下、教育予算の執行状況、社会教育活動状況につきましては、別紙資料のとおりであります。

以上、概要を申し上げ、幌延町教育行政執行状況の報告といたします。

議 長 植 村 敦 君

以上をもって、行政報告を終わります。

日程第5 承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」の件を議題とします。

承認第1号について、提案理由の説明を求めます。

総務財政課長 飯 田 忠 彦 君

承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」平成29年度幌延町一般会計補正予算第5号の提案理由を説明申し上げます。

本件は、平成29年度幌延町一般会計補正予算第5号について、地方自治法179条第1項の規定に基づき、専決処分しましたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものです。

この専決処分の補正予算については、昨年11月下旬からの連続する降雪や暴風雪などで、例年になく大雪となり、除排雪経費の予算が2月で不足することが見込まれましたので、冬道の安全な通行確保と住民の生活を守るため、除排雪経費にかかる予算の補正を早急に行う必要があったことから、2月7日付で専決処分いたしました。

1ページをお開きください。

第1条第1項歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ3千万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ54億7,137万2千円にしております。

第2項の歳入歳出予算補正については、事項別明細書により、歳出歳入の順で説明

いたします。

8ページをお開き下さい。

歳出の8款2項1目 道路維持費において、道路横断管にかかる修繕料1,200万円を減額し、除雪業務の委託料4,200万円の増額で、補正額の合計を3千万円としています。

次に歳入ですが、6ページをお開きください。

補正予算の財源として、9款1項1目 地方交付税で特別交付税3千万円の増です。特別交付税の予算総額は2億3,800万円となります。

以上、承認第1号専決処分の承認を求めることについての提案理由といたします。

議 長 植 村 敦 君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳入歳出を一括して行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳入歳出一括の質疑を行います。

3 番 齋 賀 弘 孝 君

今回の冬の除雪の面での補正だったんですけどね、当初の予算の時の燃料代と、それから途中で追加した時のね、燃料の高騰って騒がれたんですけどね。値段の違いはありましたか。それとも何も影響は無かったですか。

建設管理課長 島 田 幸 司 君

お答えします。

おっしゃるとおりで、途中で燃料が高騰いたしましたけれども、それによる影響というのは、契約上ではないと考えてます。以上です。

3 番 齋 賀 弘 孝 君

わかりました。ということは、単価かわらないで補正も当初予算もやったということによろしいんですね。

(島田建設管理課長「はい」)

議 長 植 村 敦 君

他、ありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております承認第1号は、討論を省略し、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第6 議案第1号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」の

件を議題とします。

議案第1号について、提案理由の説明を求めます。

総務財政課長 飯田忠彦君

議案第1号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」の提案理由をご説明申し上げます。

問寒別、上問寒、中間寒辺地に係る公共的施設の総合整備計画につきましては、平成27年度から31年度までの5年間の計画で、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、既に議会の議決をいただいているところですが、計画内容の一部に変更が生じたので、同条第8項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものです。

整備計画書の内訳により説明申し上げますので、4枚目の別添3、公共的施設の整備計画内訳をご覧ください。

表内の括弧書きの数字は、変更後の数字となります。今回の変更につきましては、施設名が道路の町道問寒中間寒線道路改良事業で、平成30年度の事業追加により、計画期間の予定事業費を6,841万円に。辺地対策事業債は6,780万円に変更します。

橋梁長寿命化改修事業は、平成30年度の事業の追加により、計画期間の予定事業費を1億2,291万8千円にし、辺地対策整備事業債は5,140万円に変更します。追加の内容は、町道中間寒上問寒線の6号橋の橋梁改修と町道問寒11号線の楓橋、町道問寒中間寒線の問寒別橋、町道中間寒上問寒線の7号橋の3橋にかかる詳細設計です。その下の町道中間寒1号線橋梁新設事業は、平成30年度の事業で新たな掲載となります。計画期間の予定事業費は5,374万5千円。辺地対策事業債は5,170万円を予定しています。

次に、診療施設の患者輸送バス整備事業は、平成30年度の事業で、新たな掲載となります。計画期間の予定事業費は762万4千円。辺地対策事業債は590万円を予定しています。

次に、水槽付消防ポンプ自動車整備事業は、平成30年度の事業で、新たな掲載となります。計画期間の予定事業費は6,284万8千円。辺地対策事業債は5,510万円の予定で、ポンプ車は問寒別分遣所に配置予定です。

次に、飲用水供給施設の間寒別地区道宮畑地帯総合整備事業は、営農飲雑用水道施設にかかる事業で、事業費と財源内訳の変更により、予定事業費を2億9,522万1千円に。辺地対策事業債は2億5,040万円に変更します。

農業用水道施設改修事業は、平成30年度の事業で、新たな掲載となります。計画期間の予定事業費は1,049万1千円。辺地対策事業債は630万円の予定です。上問寒地区営農用水道の排水管橋梁添架工事です。

この計画に基づいて発行します。辺地対策事業債は、後年度において元利償還金の80%が地方交付税に算入される地方債です。

なお、この計画の変更における同法第3条第8項の規定による北海道知事との協議につきましては、平成30年2月21日付けで協議が整っています。

以上、議案第1号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」の提案

理由といたします。

議 長 植 村 敦 君
これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第1号は、討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第2号「幌延下水道管理センター維持運営基金条例を廃止する条例の制定について」の件を議題とします。

議案第2号について、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長 山 本 基 継 君

議案第2号「幌延下水道管理センター維持運営基金条例を廃止する条例の制定について」の提案理由を申し上げます。

幌延下水道管理センター維持運営基金は、平成22年度において、電源立地地域対策交付金を原資とし、下水道施設の安定かつ適正な稼働を維持することにより、地域住民の福祉の向上を図ることを目的として設置されたものであり、平成23年度から下水道管理センターの維持運営費に充当しておりましたが、平成29年度の取り崩しによって基金の残高が0円となり、基金の処分を終えたことから、本条例により幌延下水道管理センター維持運営基金を廃止しようとするものであります。

なお、本条例は公布の日から施行することとしております。

以上、議案第2号の提案理由の説明といたします。

議 長 植 村 敦 君
これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第2号は、討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第3号「平成29年度幌延町一般会計補正予算」の件を議題とします。

議案第3号について、提案理由の説明を求めます。

総務財政課長 飯 田 忠 彦 君

議案第3号「平成29年度幌延町一般会計補正予算第6号について」提案理由を説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳出において北海道からの事業費割り当て額の追加による、幌延地区団体営農業基盤整備促進事業の増額と基金管理事業、小中学校総合体育館の燃料費、光熱費の増額、それ以外のものについては、今年度実施の各種事業の決算見込みの精査による補正が主なものとなっています。

1 ページをお開き下さい。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億338万2千円を減額し、歳入歳出予算のそれぞれの総額を53億6,799万円にしようとするものです。

第2項第1表、歳入歳出予算補正の主な内容について説明いたします。2 ページをお開きください。

歳入では、6款 地方消費税で300万円の増、7款 自動車取得税交付金で600万円の増、9款 地方交付税で1,200万円の増、11款 分担金及び負担金で304万円の増、12款 使用料及び手数料で314万円の増、14款 道支出金で2,198万2千円の増、17款 繰入金で1億7,850万円の減、19款 諸収入で353万4千円の減、20款 町債で2,770万円の増などで、歳入合計1億338万2千円の減額補正です。

続きまして、3ページの歳出ですが、2款 総務費で5,719万1千円の減、3款 民生費で1,034万9千円の減、4款 衛生費で1,186万8千円の減、6款 農林水産業費で440万4千円の減、7款 商工費で842万6千円の減、8款 土木費で851万5千円の減、9款 消防費で543万7千円の減などで、歳出合計1億338万2千円の減額補正です。

次に第2条 繰越明許費ですが、4ページをお開きください。

繰越明許費については、北海道からの事業費割り当て額の追加によるもので、平成30年度に繰り越して使用することのできる経費は、6款1項 農業費の幌延地区団体営農業基盤促進事業1,638万5千円の1事業です。

第3条は、債務負担行為の補正で、6ページをお開きください。

債務負担行為の補正については、平成29年度に新規就農者となった方への新規就農支援事業費補助を追加する補正で、債務負担行為の期間は平成30年度から、平成38年度までの9年間。限度額は1,338万2千円です。

次に第4条は地方債の補正です。8ページをお開き下さい。

地方債補正については、事業費の精査と記載同意額の内示による補正で、補正の主なものは、ソフト事業の過疎地域自立促進特別事業6,850万円を1億1,300万円に。グループホーム支援事業8,160万円を7,810万円に。上幌開進地区道営畑地帯総合整備事業4,650万円を4,410万円に。幌延消防支署問寒別分遣所整備事業1億8,240万円を1億7,870万円に。看護師住宅整備事業710万円を520万に補正します。

地方債限度額の合計は8億7,500万円が9億270万円になります。

第5条 一時借入金の補正については、大型事業の工事請負費や、建物購入費などの支払いで、年度末の一時借入金は9億円近くになる見込みであることから、一時借入金の最高額に2億円を追加し、9億円にしようとするものです。

以下、歳出、歳入の順に補正予算の主な内容について説明いたします。

34ページをお開きください。

2款1項2目 自治振興費では、事業費の精査により、移住促進住宅等整備115万5千円の減、移住定住促進事業116万9千円の減と、37ページの産業地域振興センター整備事業3,261万6千円の減です。

38ページをお開きください。

5目 財産管理費では、事業費の確定により、職員住宅整備事業建物購入費1,047万6千円の減です。

7目 企画費では、事業の精査により、まちづくり事業補助金395万円の減、クリーンエネルギー普及推進事業550万の減と41ページの地域おこし協力隊運営事業205万5千円の減です。

12目 諸費では、基金管理事業として、今回の補正予算の財源調整をした結果、ふるさと創生基金積立金395万円の増、ふるさと応援基金積立金20万9千円の増です。

42ページをお開きください。

3款1項1目 社会福祉総務費では、事業の確定により、グループホームスプリングラー設置支援事業351万の減、45ページの臨時福祉給付金支給事業144万円の減です。

46ページをお開きください。

4款1項5目 保健施設費では、診療所特別会計の外来診察料の増収と看護師住宅実施設計委託料などの精査で、診療所特別会計繰出金1,111万3千円の減です。

48ページをお開き下さい。

6款1項2目 農業振興費では、担い手対策事業の担い手育成センター負担金432万1千の減です。3目 畜産業費では、町営牧場管理費の町営草地管理業務委託料300万円の減と51ページの幌延西部地区草地畜産基盤整備事業が事業費の精査により404万8千円の減です。5目 草地開発費では、北海道からの事業費割り当て額の追加による、幌延地区団体営農業基盤整備促進事業1,629万2千円の増で、執行残と合わせまして1,638万5千円が繰越明許費になります。

次に52ページをお開きください。

7款1項1目 商工振興費では、事業費の精査により、商工業等振興促進事業補助金639万2千円の減、雇用促進事業補助金180万円の減です。

54ページをお開きください。

8款2項3目 橋梁維持費では、橋梁補修工事実施設計業務委託料368万3千円の減です。

56ページをお開き下さい。

9款1項1目 常備消防費では、問寒別分遣所整備事業の確定などで、北留萌消防組合負担金394万円の減です。

60ページをお開きください。

10款2項1目 小学校費と3項1目 中学校費の学校管理費では、燃料費と電気料金の値上げ及び使用料の増加などにより、小学校総務費で298万9千円の増、中学校総務費で151万7千円の増です。

次に歳入ですが、22ページをお開きください。

6款1項1目 地方消費税では、12月までの交付状況と前年度実績を勘案し、増収が見込まれることから300万円の増です。

7款1項1目 自動車取得税についても、12月までの交付状況と前年度実績を勘案して、増収が見込まれることから600万円の増です。

9款1項1目 地方交付税では、昨年度の交付実績を勘案して、特別交付税1,200万円の増です。特別交付税の予算総額は2億5,000万円となります。

11款1項1目 民生費負担金では、認定こども園とへき地保育所の保護者負担金の増加により、304万円の増です。

26ページをお開き下さい。

14款2項1目 総務費道補助金では、移住促進住宅整備事業にかかる地域づくり総合交付金1,230万円の増です。4目 農林水産業費道補助金では、北海道からの事業費割当額の追加による、幌延地区団体営農業基盤整備促進事業1,297万8千円の増で、繰越明許費の財源となります。

28ページをお開き下さい。

17款1項1目 減債基金繰入金では、町債の繰上げ償還財源として予定していましたが、今回の補正により、財源が確保できましたので1億1,510万円全額を減額しています。3目 ふるさと創生基金繰入金から7目 中山間農業地域環境保全基金繰入金までは、充当事業の精査と財源の調整により、繰入金を減額しています。

30ページをお開き下さい。

19款4項4目 農林水産業費受託事業収入では、事業費の精査により、幌延西部地区草地畜産基盤整備事業323万6千円の減です。

32ページをお開きください。

20款 町債については、第4条地方債の補正で説明いたしましたので省略させていただきますが、3目 簡易水道事業債は、辺地債及び過疎債の対象になったことから、3事業全てを辺地債と過疎債に振り替えておりますので、補足申し上げます。

以上、議案第3号「平成29年度幌延町一般会計補正予算第6号」の提案理由といたします。

議 長 植 村 敦 君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳出一括、歳入一括、総括の順で行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳出一括の質疑を行います。

3 番 斎 賀 弘 孝 君

3番齋賀です。

61ページの小学校と中学校の燃料費増になってます。先程の除雪車の場合は、除雪ですね。燃料単価上がったかって言ったら、補正前も補正後も変わらないというお返事でした。燃料費は、補正前とこの当初予算では、単価変化なかったのかどうか。何故こんなに上がったのか。まず、それを伺いたいと思います。

それと47ページの母子保健事業で、補助金妊婦健康診査料ですね。これせつかく29年度から幌延町では、宿泊する場合もですね、それから交通費の1部もですね、助成対象とするようになったんですけども、あんまり減になったというか、使われなかったのは、それだけ妊婦さんがいなくなってしまったのか、それともPRの方法が悪かったのか、それとも使い勝手が悪いのか、どう判断されてるか。その2点、まずお伺いします。

教育次長 伊藤 一男 君

1点目の方のご質問にお答えしたいと思います。

燃料費につきましては、各学校の体育館の燃料費ということになっております。幌延小学校と問寒別小学校、小学校費については、この2校の小学校の体育館の暖房、灯油代を見ておまして、当初予算では、単価的にいうと65円で見えておりました。単価変動しますけれども、最終的には86円ということで、単価的に21円増額になっております。それと併せて、数量につきましても、当初見込んでいたものよりも、両校合わせ2,400ℓほど数量が増える見込みとなっておまして、そのための増額補正という形をお願いしております。数量が多いものですから、単価21円ということで上がりましても、相当な金額になるということで、小学校費については、燃料費101万5千円ということで、お願いしているところです。

それから中学校費につきましては、幌延中学校の体育館のですね、こちら暖房費ということで、こちらの方重油を使用しておまして、当初予算単価的に65円で見えておりましたが、最終的に89円ということで、単価が24円増額されております。それと併せまして、使用量につきましても1,600ℓほど増えておまして、中学校につきましても、33万7千円ほど不足することで、今回補正させていただくというふうになっております。以上です。

保健福祉課長 藤田 秀紀 君

妊婦健康診査料の助成についてですけれども、平成29年度当初では、25名を想定して、当初予算を組んでおりました。実際は、利用されている方32名と増えているんですけれども、1件当たりの単価が若干減っているというようなことでの減額ということでございます。また、宿泊については、当初新たに作った制度で、1件を想定していたんですけれども、現在において利用は無いというようなことで、1回分の宿泊料については、減額しております。PR不足なんじゃないかというようなご指摘ございましたけれども、母子手帳発行する際に保健センターで、必ずそういう相談を受けている際にこの事業については、充分説明をされておりますので、ここから助成が漏れてるというようなことは無いという風に考えております。子どもが生まれるまでに必ず妊婦健康診査受けますので、その際色々相談ですとか、申請書の方もいただきながら、充分この制度については周知されているものという風には考えてござい

ます。

3 番 齋 賀 弘 孝 君

わかりました。

妊婦健康診査、使われてなかったので、ちょっとそれを心配しただけで、PR不足じゃないのかっていうのは、ちょっとそこまで、まだ私も言ってませんので、よろしくをお願いします。

それと学校の燃料灯油代が21円も上がって、重油が24円も上がった。町内は1つしか販売店が無いんですから、燃料は全然変わらないんだけど、灯油重油になったら、24円も上がると。これはどうしてっていうか、売り手がそういう風に売ってるんだから、仕方ないかと思えますけども。軽油は、値段上がらないよと。重油、灯油は上がるよっていうのは、どうしたものなんだろうという風に思いますが、これは仕方ないことだと思いますかね、町長。それをちょっと町長に感想をお伺いしたいのが1点。

それと、59ページではですね、消防ホース。今年は更新するんだよという話が町長の方からあったんですけども、更新しなかったのかというのと。

留萌宗谷管内で1番最初に作ったハザードマップですね、59ページなんですけど。最終的に何部が作成されたのかお伺いします。

総務財政課長 飯 田 忠 彦 君

燃料費の予算の関係で、私の方から説明させていただきます。

当初予算の時、平成29年のですね。それにつきましては、平成28年の11月に総務財政課の方から、各課バラバラな単価で見積もられますと困りますので、予算の積算として、まず先程、教育次長が申しあげました65円だったか、ちょっとはつきり記憶無いんですが、その単価でまず予算を積算していただきました。そして、その後、灯油などが値上がりしてって、実際に供給してもらう段階では、どんどん今年の夏あたりから値上がりしていってますので、そのこの部分の差が生じてきまして、今回補正をしたというような流れでございます。

それとハザードマップなんですけど、ハザートマップにつきましては、1,300部印刷してございます。

町 長 野々村 仁 君

町長どう思うかというご質問だったので、お答えをしたいと思います。

公共施設で計画を盛る時には、それぞれ入札等決めて、公共単価というものを決めて、買い入れる単価を決めているものだと思っておりますけども。先程のご質問の中で、重油と灯油だったり、上がらなかった燃料があるということで。その時、その時に合わせたボイラーを買うというわけにはいきませんので。従前、重油がやっぱり価格が安定的に使えたという時代もあった背景の中で、それぞれそういうボイラーの設置に応じて、燃料の種類が決まるものだと思っております。いかんせん、その場、その場で燃料の種類を変えるという、細かい調整はなかなかできないものと感じているところです。燃料の高騰については、どうしても、いかんせんなりませんので、ぎりぎりの線で1年間使う、そういう予算を立てながら、きちんとやってるところが、今回、こういう寒さの関係も続いたせいなのか、燃料自体が学校教育上、支障になる

ということで、温めながら使っていることの増額ということなので、ご理解をいただければと思っております。

総務グループ主幹 古 草 勝 君

消防ホースについてお答えいたします。

消防ホースにつきましては、消防の方で、年度を決めまして、更新の予定を立てておりますけども。大型の事業ですとか、続きますので、なるべく支出の少なくなる年に合わせて、大目に購入するという計画を立てているということで、消防から説明を受けております。以上です。

議 長 植 村 敦 君

他、ありませんか。

5 番 鷺 見 悟 君

47ページですね、診療所会計の繰出金で、一般会計に1,113万円、繰出金を戻している形になってます。それと歯科診療は、逆に187万増えているんですけど、その内訳をお知らせください。

住民生活課長 藤 井 和 之 君

2点目の町立歯科診療所運営事業の増額の方でございます。こちらの方、以前にもご説明してますが、診療の報酬が1度町に入って、そのまま診療所にいく運営事業の経費でございまして、いわゆる診療者が増加したということで、保険給付費が町に入り、それを歯医者に支出しているということですので、実質的な内訳については、毎月変わりますけども、診療所を利用される方、患者さんが増えたということでご理解いただければと思います。

町立診療所事務長 藤 田 秀 紀 君

診療所特別会計の不要額1,100万円の減というようなことですが、次の特別会計の説明もあるんですけども。大きな要因としては、歳出では、看護師住宅整備事業の委託料が契約締結によりまして、180万程度減額になったとうようなことと、診療所使用料の方で、外来収入が大きく伸びておりまして、予算額に対しまして、750万円弱位の金額の増額というようなこと。諸々決算の余剰金等ございますので、それらを含めた形でこれだけの減額補正になったというようなことでございます。

5 番 鷺 見 悟 君

診療所収入で、外来収入増えたっていうのは、心療内科が増えたっていう風に理解して良いのか、全体的に伸びたっていうことなんでしょうか。

町立診療所事務長 藤 田 秀 紀 君

外来には、心療内科もちろんそうですけれども、内科の方の収入も増えております。以上です。

議 長 植 村 敦 君

他、ありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、歳出一括の質疑を終わります。

これより、歳入一括の質疑を行います。

3 番 齋 賀 弘 孝 君

29ページの16款のふるさと応援寄附金、これは前々から町では、寄附者がそれぞれ選択をして、希望に沿ったように寄附できるようになっているんですけど、今現在それぞれの6つ、7つの選択枠にどれぐらいずつ振り分けられているか、教えてください。そして、13万5千円の減というのは、ふるさとチョイスを見れば、今返品する品物で、欠品中の物がありますよね。その欠品中の物があるので、その度に寄附者が寄附できなくて、困って寄附してないんじゃないかなということも原因の1つに考えられるのかどうか、そこら辺今考えていることを教えて下さい。

総務財政課長 飯 田 忠 彦 君

寄附金の内訳について私の方からご報告いたします。

3月4日現在なんですけど、全部で7つの分野があるんですけど、まず、福祉保健関係では、3月4日までで118万1千円です。教育子育ては331万6,100円、産業は147万5千円、観光122万円、文化・スポーツ26万5千円、秘境駅プロジェクト191万円、その他のまちづくり関係ですね、162万5千円で、3月4日現在で1,099万2,100円の収入となっております。

企画振興グループ主幹 角 山 隆 一 君

返礼品のお話でございますけれども、1部確かにご指摘のとおり、欠品の物ございます。ただですね、予算の方は、歳入13万落としておりますが、実際の受け入れ件数については、昨年度よりですね、約1割伸びているような格好で、内訳といたしましては、依然合鴨製品が大半8割を超えるご要望をいただいております。特段その欠品に対しての問い合わせっていうのは、特に無くて、作る側のロット数もございまして、無くなったものは終わりというような形で処理させていただいている現状です。以上です。

3 番 齋 賀 弘 孝 君

ふるさとの応援寄附金についてはわかりました。ただ、この中で私が心配して、お伺いしたいのは、同じ寄附金の中でも、民生費の寄附金、児童福祉の寄附金もあります。でも、今ふるさと応援寄附金でも、今課長言われたように福祉及び保険に関する事項での寄附金というのはあるから、その時振り込み者が勉強するというか、町のホームページを見て、どちらにしたら良いんだろうと。間違えてしまったら、ふるさと応援の方に行くし。間違えたらって言葉悪いですけども、こちらどちら選んだら良いか悩むんでないかなと思うんです。その辺どういう風に寄附者と。問い合わせが無ければ、寄附者悩まないで済んだと思うんですけども。そこら辺どうなのかお伺いしたいと思います。

それともう1点。違う項目なんですけども、31ページの雑入ですね、諸収入。その雑入の項目の中に真ん中辺に心象館作品集と売払収入があります。これは、心象館所蔵作品集のことを言ってるのかどうかお伺いしたいと思います。1995年に幌延町で作った心象館所蔵作品集のことを差しているのかどうか。それとここには、テレフォンカードを前売るんだよと言っておりましたが、テレフォンカードは今、それから心象館所蔵作品集も今何部ずつ残っているのか。それをお伺いします。

総務財政課長 飯 田 忠 彦 君

寄附金の関係ですが、まずふるさと応援寄附金につきましては、ホームページの方で申し込みされておりますので。その中で先ほどの7つの分野ありましたが、それぞれを選ぶことになってます。それ以外の下のものにつきましては、役場の方の窓口で直接ですね、こういう寄附をしたいということで伺って来ておりますので、その際に内容を確認しまして、ふるさと応援寄附金もごございますよという説明をしながら、こちらで良いんですっていうような確認をしてからいただいておりますので。以上です。

議 長 植 村 敦 君
暫時休憩します。

(10時58分 休 憩)

(10時59分 開 議)

休憩を解いて会議を再開します。

教育次長 伊 藤 一 男 君

ご質問にお答えいたします。

売上につきましては、作品集で1冊。写真が8枚。それから、はがきで4枚で、合計12枚。売上につきましては、以上となっております。

3 番 齋 賀 弘 孝 君

いえいえ、私が聞いたのは、ここに出てるやつは、心象館作品集と言いましたけど、心象館所蔵作品集のことを言ってるんですかって聞いたんですよ。それとテレホンカードはどうなったかいうのを聞いたんですよ。テレホンカードはやってないですか。

教育次長 伊 藤 一 男 君

失礼いたしました。所蔵作品集は5冊です。5冊販売されております。すいません。

それとテレホンカードは販売しているんですけども、残念ながら29年度につきましては、1枚も出ていないという状況になっております。在庫につきましては、テレホンカードで2,706枚となっております。以上です。

3 番 齋 賀 弘 孝 君

はい、わかりました。

心象館所蔵作品集ということでわかったんですけども、ここ幌延では、5冊売れたという話だったんですけども、ネット販売のアマゾンでも売ってますよね。ところがアマゾンではね、在庫切れになってますから。どうして教育委員会がアマゾン通して売ることになったのかよくわからないんですけども。幌延町が言わなかったら、アマゾンではわからないわけですから、問い合わせをしてですね、在庫切れだったら、そっちの方にも売って、広めてもらった方がPRになると思いますし、在庫そんなに残らなくなるんじゃないかと思ってます。テレホンカードも2,706枚。これどういう風に処理していくのか、新年度何か考えないといけないんじゃないかなと思って。テレホンカードはそう滅多に使う機会が無くなってしまったので、何か妙案があれば。我々も考えますが、委員会の方でも何か妙案があれば、考えてほしいなと思います。

同じ31ページなんですけれども、雑入で幌延小学校の売電収入ですね、当初予算3千円だったけど、2千円減で売電収入が千円だっていう風に私は捉えたんですけども。同じく生涯学習センターにも、売電設備ありますよね。当初9万6千円売電する

って予算立てたんですよ。こっちの方は、減にならないで順調に稼働しているという風に考えてよろしいんですか。

教育次長 伊藤 一男 君

お答えいたします。

作品集とテレホンカードにつきましては、確認をしまして、検討していきたいと思っております。よろしく申し上げます。ありがとうございます。

それから学校売電につきましては、電気暖房の関係がありまして、冬期間ちょっと売電できないという都合もありまして、学校で使用する分には、使用しているんですけども、なかなか売電の方に回っていかないというような現状がありまして、今回実績に基づきまして、2千円の減額ということで、させていただいております。以上です。

議 長 植村 敦 君

暫時休憩します。

(11時03分 休 憩)

(11時04分 開 議)

休憩を解いて会議を再開します。

教育次長 伊藤 一男 君

学習センターにつきましては、大体年間ずっと供給燃料として4,200から4,500ぐらいを推移しておりまして、今年度につきましても大体同じぐらいの推移できてますので、4,200、300ということで収まるのかなと思っております。

売電収入につきましても、10万円ちょっとぐらいの見込みで、28年度でいきますと、10万2,528円ということですので、今年度につきましても、10万近く売電収入が得られるものと考えております。以上です。

議 長 植村 敦 君

他、ありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、歳入一括の質疑を終わります。

ここで11時20分まで休憩します。

(11時06分 休 憩)

(11時20分 開 議)

休憩前に引き続き会議を再開します。

まず初めに答弁の訂正があります。

総務財政課長 飯田 忠彦 君

申し訳ございません。先程の斎賀議員のハザードマップの印刷部数の質問だったんですが、私の勘違いで、1,500部が正しかったです。訂正させていただきます。

議 長 植村 敦 君

これより、総括の質疑を行います。

3 番 斎賀 弘孝 君

先程、ふるさと応援寄附金の寄附の仕方で、課長から説明があったんですけども。

3月4日現在で、7つの項目の中から、寄附者が好きな項目に寄附するんだよという話がありました。その中で、6番目のあなたが守る秘境駅のマイステーション運動ですね。先程の報告では、これに191万あるという報告でした。この191万と言いますか、この6番目の秘境駅マイステーション運動は、町で維持管理する3つの駅の経費のみに活用したいと。維持管理する3つの駅の経費のみに活用したいという寄附金です。この191万から寄附者に返礼品残して、いくらかまだ残るんですけども、それは全て4月からの、平成30年度の3つの駅の維持管理に充てていくということですよしいんですか。

総務財政課長 飯田忠彦君

秘境駅のプロジェクトって、斎賀議員言われますように3つの駅の管理経費もございますが、それ以外にも秘境駅の他の駅とか、色んな鉄道による地域振興の事業とかやっておりますので、それらのものも活用は考えられるかと思えます。

3 番 斎賀弘孝君

それはできないでしょ。もうきちんと寄附される方には、幌延町の秘境駅。糠南駅、南幌延駅、下沼駅の維持管理経費に活用しますって謳って募集寄附を募ったんだから、やはりそれに使っていないとまずいんじゃないですか。実際にネット上ではですね、それに寄附した人が、30年から私寄附したから、私は3つの駅を維持管理してるんだっていう気持ちになって寄附してるわけですし、これからもまだまだ増えるでしょ。そういう風に使っていないと、折角寄附した人が、自分の寄附した3つの駅に来るといった目的があって幌延町に来れる。そういう楽しみがあるのに、この3つの秘境駅以外に寄附金が使われているとか何とかっていう風になってしまえば、この趣旨から寄附をする趣旨から外れてしまうんじゃないかとそこら辺を心配しています。いかがですか。去年は168万予算計上してましたよね、3つの駅維持管理するのに。そのぐらいの予算は、寄附で集まったわけですから、30年はどうなるかわかりません。JRから維持管理に相当する経費、幌延町出してくれって言われてるのかどうかもわかりませんが、そういう話になってくるんじゃないかと思えますから、翌年度にこの経費191万は使われるべきではないんですか。

議長 植村敦君

暫時休憩します。

(11時24分 休憩)

(11時30分 開議)

休憩を解いて、会議を再開します。

総務財政課長 飯田忠彦君

時間取らせて申し訳ございません。確かに斎賀議員言われますように、ホームページの方には3駅の経費について書かれてございます。ただ規則の方で、あなたが守る秘境駅プロジェクトマイステーションっていうことでやって、その3駅っていう風には絞っているわけではありません。ただ、ホームページに3駅っていう形で載せてございますので、29年度の方については、3駅のものに絞ってということ、これは寄附していただいた方の意思に反することになりますので、そこには3駅のための経費に使いたいと思えますが、あくまでもマイステーション運動というのは、その3駅

だけに限ったわけでない、秘境駅プロジェクトっていうことですので。ご理解いただきたいと思います。

3 番 齋 賀 弘 孝 君

いやでも、寄附する方はですね、あなたが守るプロジェクトマイステーション運動。ご支援いただく寄附は、町で維持管理する3駅の経費のみ活用しますと言い切ってるんですから、それはお互いに目と目が合って話をしたらわかるかもしれないけども、寄附する方には、3つの駅に使われているんだから、私の寄付でこの駅は生きてるんだというか、活用されているんだという認識します。そういう風には思いませんか。

総務財政課長 飯 田 忠 彦 君

言葉足らずで申し訳ございませんでした。

平成29年度につきましては、そのような形で寄附をいただきましたので、29年度の分については、3駅に限った扱い方をしたいと思います。そのホームページの内容をちょっと少し訂正させていただきますので。30年度以降につきましては、3駅に限ったというわけではなくて、幌延町全体の秘境駅のプロジェクトなどの経費などに活用していくという考えでございます。規則におきまして、あなたが守る秘境駅プロジェクトマイステーション運動という形になってございますので。これはあくまでも3駅に絞ったというものではございませんので。確かに3駅は確かに町が維持管理しますというのがありますが、それ以外のところでも、例えば他の駅のところでも、イベントとかをやる可能性がございますので。その3駅に限ったイベントでなくて、町全体の中の収益のプロジェクトって言うんですかね、イベントもございますので。そういう場合ですと、3駅以外も使えないんじゃないのかってことで、それは使いにくくなってしまいますので、30年度以降については、ホームページを訂正させていただきますと思います。

3 番 齋 賀 弘 孝 君

わかりました。30年からそうするということなので、29年度何件で、何万あったのか、最終的に教えてほしいと思います。

それと、やっぱりその方々にですね、30年度からは、その使いの趣旨が変わりますよってことで、一報やっぱり、こちらから連絡を入れれるのが、これからも幌延の秘境駅を守ってくれる1番良い方法ではないかと思えます。

総務財政課長 飯 田 忠 彦 君

秘境駅プロジェクトの件数ですが、金額は先程申し上げましたが。

(齋賀議員「29年度の」)

29年度のが先程申し上げた件数ですけども。これは29年度から始まった区分です。件数は176件です。3月4日までの件数はですね。

個別のお知らせしたらよろしいんでないかというお話ですが、それについては、この176人の方達にする必要は私はあるのかなとちょっと疑問に思えます。いただいたものについては、あくまで3駅に限って使うっていうことですので、30年度以降については、先程申し上げましたように誤解を招かないような秘境駅プロジェクト全体という風に区分させていただきますので。そのようにしたいと思います

3 番 齋 賀 弘 孝 君

それで、先程私が聞いたこの176件の191万は30年に回すってことでよろしいんですね。それをさっきから何回も聞いてて、まだ返事が無いんですけど。

総務財政課長 飯田忠彦君

いただいた寄附金191万の中には、この中から返礼品の経費とかが除きますので、それを除いたのが、翌年度基金の方に積むことになりますので、それを30年度で取崩していくというような形になってございます。事業費が29年度の寄附金はまだ確定してございませんので、それを確定した段階で、基金の方に繰りこまして、そして30年度の予算でそれを使用するというような形になります。30年度で3駅の分全部使えない場合ですと、基金ですので、翌年度以降も繰り越せますので、何年かかけて使うというような流れになります。

議長 長植村敦君

他ありませんか。

4番 無量谷隆君

35ページの移住促進住宅の建設事業で、115万減額になってるんですけども、まだ活用してない段階で見た段階では、かなり屋根の今年雪積もってたんですけども、中に活用しないうちにつららが下がっているというような状況なんで、屋根の天井裏に断熱材入れたのか入れないのか、その辺確認していきたいと思います。

議長 長植村敦君

暫時休憩します。

(11時37分 休憩)

(11時39分 開議)

休憩を解いて会議を再開します。

企画振興グループ主幹 角山隆一君

ただいまのご質問ですが、移住促進住宅の整備については、幌延地区の旧森林管理署の改修と問寒の教員住宅の改修と2つ、事業ございますが、基本的には、既存の断熱材を生かして施工しておりますし、屋根を1部直した部分もありますので、そこについては、断熱材を入れ替えたりはしております。以上です。

4番 無量谷隆君

森林管理署のこっちの北電の傍にある住宅なんですけども、やはり入る前から、ある程度、他の町村から来て、ちょっと暮らし、あるいは移住体験というような形でする中においてね、やはり寒さ感じるのが1番辛いと思うので、ある程度天井裏に温かみが抜けてるんでないかなって感じはしたんですよね。それで、できれば何故、天井裏も防音、あるいは断熱効果を高める工作にならなかったのかなど。議会では、間仕切りのみ報告あったんですけども、施工の方で何かもう少し温かみのあるような改築方法ってあったら良かったんでないかなって感じはいたします。今後、検討する余地あるのかないのか。その辺もお願いします。

建設管理課長 島田幸司君

お答えします。

既存の森林管理署の事務所の中で、議員おっしゃるとおり、今の既存の断熱材の量で、耐えられるであろう断熱効果はあるものと判断して、新たにブローイング等を行

っていないという風に解釈しています。ただし、単身部分については、天井裏も1部施工しておりますので、そちらについては、ブローイングをしております。ですので、今回改修いたしました住宅については、十分な断熱効果が得られているものと考えています。以上です。

議 長 植 村 敦 君
他にありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、総括の質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第3号は、討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第4号「平成29年度幌延町立診療所特別会計補正予算」の件を議題とします。

議案第4号について、提案理由の説明を求めます。

町立診療所事務長 藤 田 秀 紀 君

議案第4号「平成29年度幌延町立診療所特別会計補正予算第3号」について、提案理由を申し上げます。

この度の補正は、年度末を迎えるにあたり、決算見込みにより精査した結果に基づき補正するものであります。

1 ページをお開き下さい。

第1条第1項の歳入歳出予算の補正は、既定の予算総額から、歳入歳出それぞれ309万3千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ3億2,886万4千円にしようとするものであります。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分等ごとの補正額につきましては、事項別明細書により、ご説明いたします。

まず歳出ですが、8 ページをお開き下さい。

1 款 1 項 1 目 診療所費の診療所業務費ですが、決算見込みによる予算精査結果、委託料で22万3千円。借上料で93万6千円。備品購入費で5万4千円それぞれ減額補正です。看護師住宅整備事業の委託料ですが、実施設計業務の契約締結による不要額182万6千円の減額補正です。

2 目の医師業務強化費ですが、出張医分の食糧費5万4千円の減額補正です。

続いて歳入ですが、6 ページをお開き下さい。

1 款 1 項 1 目 診療所使用料は、外来診療で747万9千円。その他使用料ですが、入院患者の日用品等、医療用材料売払54万1千円それぞれ増額補正です。

2 款 1 項 一般会計繰入金は、歳入歳出の予算調整の結果、財源調整しております。以上、議案第4号の提案理由といたします。

議 長 植 村 敦 君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳入歳出を一括して行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳入歳出一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第4号は、討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第5号「平成29年度幌延町国民健康保険特別会計補正予算」の件を議題とします。

議案第5号について、提案理由の説明を求めます。

住民生活課長 藤 井 和 之 君

議案第5号「平成29年度幌延町国民健康保険特別会計補正予算」について、提案理由を申し上げます。

この度の補正予算については、歳入では、国民健康保険の都道府県化に伴い、運用予定であります各種システムの導入経費に対する交付金等の確定によるものと、国保連負担金の確定に伴う一般会計繰入金の予算精査であり、歳出につきましても、国民健康保険の都道府県化に伴う各種システムの導入経費の確定による、予算精査によるものです。

それでは1ページをお開きください。

第1条第1項の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ既定の予算総額に8万2千円を追加し、歳入歳出の予算額をそれぞれ3億4,861万5千円にしようとするものであります。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの補正額は、事項別明細書によりその概要をご説明いたします。

まず歳出ですが、8ページをお開きください。

1款1項1目 一般管理費では、平成30年4月からの国民健康保険の都道府県化に向けた市町村事務処理標準システム導入業務にかかる予算の精査として、委託料64万2千円の減額。備品購入費として、予算措置されておりました、国保総合システムの端末導入費については、国保連合会にて市町村分を一括購入することになり、連合会負担金として、予算を組み替える必要が生じたことから、32万5千円の減額であります。2目の連合会負担金は、国保連合会への負担金が確定したことに伴い、一

般負担金及び、ネットワーク負担金で2万円の減額。市町村事務処理標準システムの導入経費及び北海道クラウドの追加機能である、市町村と道国保連合会との情報共有ツール等安定的なシステム運用のための運用基盤ポータルにかかる分として、108万3千円の増額。事業報告システムの導入経費は15万1千円の減額、国保総合システムの端末導入費については、先程説明いたしましたとおり、備品購入費から連合会負担金へ予算を組み替え、精査したところ13万7千円になり、これら全てを合計しますと、104万9千円の増額となります。

次に歳入ですが、6ページをお開きください。

市町村事務処理システム及び事業報告システムの導入経費の確定等に伴う予算の精査によるものとして、2款2項 国保補助金の1目 財政調整交付金は11万2千円の増額。2目 国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金は10万の減額、5款2項 道補助金の1目 財政調整交付金は27万8千円の増額であります。8款1項1目の一般会計繰入金は、国保連負担金のうち、一般負担金、ネットワーク負担金、国保総合システムの端末導入費分について、額が確定しましたので、20万8千円の減額であります。

以上、議案第5号の提案理由といたします。

議 長 植 村 敦 君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳入歳出を一括して行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳入歳出一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第5号は、討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第6号「平成29年度幌延町後期高齢者医療特別会計補正予算」の件を議題とします。

議案第6号について、提案理由の説明を求めます。

住民生活課長 藤 井 和 之 君

議案第6号「平成29年度幌延町後期高齢者医療特別会計補正予算について」提案理由を申し上げます。

この度の補正は、年度末決算見込みによる予算額の精査によるものであります。

1ページをお開きください。

第1条第1項 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ既定の予算総額に267万7千円を減額し、歳入歳出それぞれ4,928万9千円にしようとするものであります。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの補正額は、事項別明細書によりその概要をご説明いたします。

8ページをお開きください。

2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金ですが、保険基盤安定負担金の確定によるもので、2万5千円の増額であります。また、療養給付費負担金は平成28年度の療養給付費が確定したことに伴い、今年度負担金の確定によるもので、275万円の減額であります。

次に3款1項1目の保険料過誤納還付金ですが、保険料の過誤納により、還付が生じるため、4万8千の増額であります。

次に歳入であります、6ページをお開きください。

2款1項 一般会計繰入金ですが、負担金の確定により、2目 保健基盤安定繰入金は2万5千円の増額。3目 療養給付費繰入金は275万円の減額であり、後期高齢者医療広域連合納付金の所要額全額を一般会計から繰り入れることとなっております。

4款2項1目 雑入ですが、歳出の3款1項1目の保険料過誤納還付金でご説明しました保険料の過誤納還付金の増額に伴い、広域連合から同額が支払われるため、4万8千円の増額であります。

以上、議案第6号の提案理由といたします。

議 長 植 村 敦 君

これより、質疑に入ります。

質疑の方法は、歳入歳出を一括して行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳入歳出一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第6号は、討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため13時まで休憩します。

(11時56分 休 憩)

(13時00分 開 議)

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第12 議案第7号「平成29年度幌延町介護保険特別会計補正予算」の件を議題とします。

議案第7号について、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長 藤田 秀紀 君

議案第7号「平成29年度幌延町介護保険特別会計補正予算第3号」について提案理由を申し上げます。

この度の補正の要因は、年度末を迎えるにあたり、決算見込みより精査した結果に基づく補正であります。

1 ページをお開きください。

第1条第1項 歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれ既定の予算総額から、1,177万8千円を減額し、歳入歳出それぞれの総額を2億5,901万円にしようとするもので、補正の結果、事業勘定別の内訳は、保険事業勘定が2億5,113万円に。介護サービス事業勘定は、現行予算額とおりの788万円となります。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの補正額は、事項別明細書により、その概要をご説明いたします。

10 ページをお開きください。

保険事業勘定の歳出ですが、1款2項1目の認定調査等費は、当初見込んでいた主治医意見書作成料に不足が生ずることが見込まれることから、手数料17万7千円の増額補正です。

2款 保険給付費については、これまでの給付実績及び今後の執行見込みにより、精査し、全体で1,009万3千円の減額補正であります。内訳の主なものとしては、1項2目 居宅介護サービス給付費では、要介護者のヘルパー利用やデイサービス、ショートステイ等の利用件数の減少により96万1千円の減、2目 施設介護サービス給付費では、これまでの施設入所者数の実績が当初の見込みを下回り、今後の給付を見込んでも不要額が生じることが予測されることから328万3千円の減、5目 居宅介護サービス計画給付費では、ケアマネジメントの件数が当初見込みより少なかったため、274万4千円の減。

次のページをお開きください。

2項1目 介護予防サービス給付費は、要支援者のデイサービスやショートステイ等の利用件数の減少により、88万6千円の減額補正です。

次のページをお開きください。

3項1目 高額介護サービス費は、施設入所者数の増に伴い、21万7千円の増。

次のページをお開きください。

3款1項1目 介護予防・生活支援サービス事業費は、要支援者のデイサービスやヘルパーの利用が当初見込みより下回っているため、341万3千円の減額補正です。

次に4款の基金積立金と6款 予備費ですが、今後の余剰が見込まれる予備費について、財源調整も含め、394万9千円減額補正し、全体の余剰財源を第7期の介護保険事業計画の財源として活用していくため550万円。介護給付費準備基金へ積立てることとしております。

次に歳入であります、6 ページをお開き下さい。

1 款 介護保険料につきましては、これまでの賦課収納実績等により精査し、全体で117万7千円の減額補正です。

2 款 国庫支出金から次のページの6 款 繰入金までは、歳出の保険給付費等の補正に基づき、それぞれ定められた負担率、及び1 款 認定調査等費の手数料分について繰入基準に基づき、全額一般会計から繰入れることとしております。

以上、議案第7号の提案理由といたします。

議 長 植 村 敦 君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳入歳出を一括したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳入歳出一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第7号は、討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第8号「平成29年度幌延町簡易水道事業特別会計補正予算」の件を議題とします。

議案第8号について、提案理由の説明を求めます。

建設管理課長 島 田 幸 司 君

議案第8号「平成29年度幌延町簡易水道事業特別会計補正予算第2号」について提案理由を申し上げます。

この度の補正予算の主な要因につきましては、水道管理費受託事業費の事業の執行精査による減額でございます。

1 ページをお開き願います。

第1条第1項の歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ49万円を減額し、歳入歳出の総額を5,878万4千円にするものであります。

第2項の第1表 歳入歳出予算補正につきましては、4 ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書の説明により代えさせていただきます。

以下、歳出、歳入の順にご説明いたします。

8 ページ、9 ページをお開き願います。

1 款1 項1 目 水道管理費の委託料につきましては、事業執行により不用額が見込まれることから、72万4千円を減額するものであります。3 目 受託事業費は、受

託事業の精査により、消耗品 2 万円、通信運搬費 1 万円、借上料 3 万 3 千円、材料費 3 万 8 千円をそれぞれ減額するものであります。4 目 積立金の建設改良基金 6 万 5 千円の増は、現行の収支見込みにおいて、財源に 1 部余裕があることから、これを積み立てるものであります。

次に歳入であります、6 ページ、7 ページにお戻り願います。

6 款 1 項 1 目 簡易水道費受託事業収入は、受託事業の精査により 4 9 万円を減額するものであります。

以上、議案第 8 号「平成 2 9 年度幌延町簡易水道事業特別会計補正予算第 2 号」について、提案理由の説明といたします。

議 長 植 村 敦 君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳入歳出を一括して行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳入歳出一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 8 号は、討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 4 議案第 9 号「平成 2 9 年度幌延町下水道事業特別会計補正予算」の件を議題とします。

議案第 9 号について、提案理由の説明を求めます。

建設管理課長 島 田 幸 司 君

議案第 9 号「平成 2 9 年度幌延町下水道事業特別会計補正予算第 2 号について」提案理由を申し上げます。

この度の補正予算の主な理由は、事業の執行精査により、減額であります。

1 ページをお開き願います。

第 1 条第 1 項の歳入歳出予算の補正であります、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 8 5 万 4 千円を減額し、歳入歳出の総額を 1 億 8, 4 8 7 万 8 千円にするものであります。

第 2 項の第 1 表 歳入歳出予算補正につきましては、6 ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書の説明により代えさせていただきます。

第 2 条の第 2 表 地方債補正であります、4 ページをお開き願います。

個別排水処理施設設置工事の記載対象事業費が増額になりましたので、下水道事業

債の個別排水処理施設整備事業の限度額350万円を360万円とし、10万円を増額するものであります。

以下、歳出、歳入の順にご説明いたします。10ページ、11ページをお開き願います。

1款1項2目 施設管理費の委託料は、事業の執行により、不用額が見込まれることから、下水道管路維持管理80万円、下水道台帳補5万4千円をそれぞれ減額するものであります。5目 個別排水施設整備費につきましては、事業の確定による財源調整をしております。

次に歳入であります、8ページ、9ページをお開き願います。

1款1項2目 個別排水分担金は、受益者分担金の確定により、5万円の減額であります。

5款1項1目 一般会計繰入金につきましては、歳入歳出の精査により、90万4千円の減額となっております。

7款1項1目 下水道事業債の個別排水施設整備事業10万円の増は、第2表地方債補正でご説明しましたので、省略させていただきます。

以上、議案第9号「平成29年度幌延町下水道事業特別会計補正予算第2号」についての、提案理由の説明といたします。

議 長 植 村 敦 君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳入歳出を一括して行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳入歳出一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第9号は、討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第15 「平成30年度 幌延町政執行方針」並びに「平成30年度 幌延町教育行政執行方針」を行います。

町長、教育長から、順次、執行方針の説明を求めます。

町 長 野々村 仁 君

平成30年第1回幌延町議会定例会の開会にあたり、平成30年度のまちづくりに臨む私の所信と施策の概要を申し上げます。

今年は、幌延町に開拓の鍬がおろされてから、120年を迎える節目の年です。ま

た、私が町政を担わせていただいてから3年が経過をし、任期の最終年に入りました。

これまで、議員の皆様をはじめ、町民の皆様のご理解とご協力により、そして職員の皆さんに支えられながら、行政運営を進めていくことができましたことに心から感謝を申し上げます。今後も、官民一体となって協力し合いながら、幌延町の目指すまちの将来像である『町民一人ひとりが主役！ 夢と活力に満ち 自然と共生する 安心で住みよい町』の構築に向けて取り組みます。

世界の情勢を振り返りますと、経済は拡大基調にありますが、欧米をはじめとする反グローバリズムや保護主義的な動きは鎮静化していません。また、中国やインドがもたらす影響も見逃せず、北朝鮮や中東の地政学的リスクも顕在化しており、世界情勢は不透明で不確実な様相を呈しています。

我が国の経済は、アベノミクスの推進により、雇用、所得環境の改善が続く中で、緩やかな回復基調が続いており、海外経済が回復する下で、輸出や生産の持ち直しが続くとともに、個人消費及び民間設備投資が持ち直すなど民需が改善をし、経済の好循環が実現しつつありますが、一方で少子化等の影響により、中小企業では人手不足が顕著となり人材確保が大きな課題となっています。

こうした中、政府は、少子高齢化という最大の壁に立ち向かうため、生産性革命と人づくり革命を両輪として2020年に向けて取り組み、持続的な経済成長の実現を目指すとともに、成長と分配の好循環により、国民全体が成長を享受できる全世代型の社会保障制度により、子育てや介護に対する不安なしに、誰にでも活躍の場があり、お年寄りも若者も安心して暮らすことができる社会を目指すとしています。

国の予算は、経済再生と財政健全化を両立する予算として、平成30年度一般会計予算案を9兆7,128億円とし、人生100年時代を見据え、保育士や介護人材の処遇改善や幼児教育の段階的無償化、給付型奨学金の拡充など、社会保障制度を全世代型社会保障へ転換し、人への投資を拡充するとしています。

また、持続的な賃金上昇とデフレからの脱却につなげるため、地域の中核企業や中小企業による設備や人材への投資を支援するとともに、十分な賃上げや設備投資を行った企業に対する税制上の措置やインフラ整備への重点化や、産学官連携での研究開発等の支援など、生産性向上のための施策も推進するとしています。

一方、財政健全化については、これまでの経済・財政一体改革の取組を精査した上で、来年の経済財政運営と改革の基本方針において、基礎的財政収支の黒字化の達成時期とその裏付けとなる具体的な計画を示すとし、平成30年度予算経済・財政再生計画における集中改革期間の最終年度であり、同計画に掲げる歳出改革等を着実に実行するとしています。

このような状況の中、幌延町を取り巻く環境は、生産年齢人口の減少が続いており、今後の経済活動や集落維持への影響が懸念されます。特に農業や商工業など産業の担い手が不足しており、従業員の確保も厳しい状況です。

町では、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、子育て支援、起業支援、雇用支援など人口減少に歯止めをかける施策とともに、町内事業者の生産力や経営力を向上させる施策を進めていますが、今後更には産業を振興させ、しごとづくり、働く場づくりを進めるとともに教育環境を整え、生産世代の定住や子どもの増加につな

げていかなければなりません。また、町民が将来にわたり安心して快適に暮らせるよう、医療や福祉、生活環境の充実を図っていくことも重要です。

私は、平成30年度の町政執行にあたっては、町民の安定した暮らしを守るとともに、幌延町の未来に向けた投資に配意していく所存です。

次に、まちづくりの基本姿勢について申し上げます。

私は、「ちづくり基本条例と町民憲章を、まちづくりの基本理念とし、人口減少対策、産業振興、暮らし良いまちづくりの3つを柱に据え、町民の総力を結集し、和をもって元気な幌延町づくりを進めます。

人口減少は、地域の活力を低下させ、さらに人口が減少する悪循環に陥り、やがては地域社会の機能維持にまで影響する重要な問題です。

幌延町の人口は、1960年をピークにこれまで転出が転入を上回る社会減により年間100人ペースで減少し、ここ20年はその減り方は年間50人と漸減してきましたが、1995年からは死亡が出生を上回る自然減に転じ、少産多死社会になりました。また、この時期を境に年間出生数も30人以上から20人前後に減少し、少子化が顕著になっています。更に15歳から64歳までの生産人口の減少率が著しく、2000年と2015年を比較すると、15歳未満の年少人口と65歳以上の老年人口の増減率がそれぞれマイナス14.7%、プラス6.9%なのに対して、生産人口はマイナス20.2%と大きく減少しています。

生産人口の減少は、まちの産業全般にわたる人手不足につながり、少子化の一因でもあります。この状況が続いてくと、様々な分野で外部依存度が高まり、所得の域内循環が滞り、それがまちの機能を低下させ、人口減に拍車がかかる負の連鎖へと向かうことが危惧されます。

このような状況に歯止めをかけるために、総合戦略を着実に推進し人口減少の緩和を図るとともに、次世代の人材育成や確保など人づくりに取り組んでいきます。

幌延町は広い大地と豊かな自然に恵まれ、その気候風土に立脚して酪農畜産を基幹産業と位置づけ、まちづくりが進められてきました。

これまで、その産業基盤や生活基盤を整備することで、生産力の向上と生活の利便性向上を図り、人々の暮らしを安定化させ、更には、それらの人々を対象に、商工業やサービス業など多様な仕事が派生し一層利便性が高まることで、住み良い土地へと変わってきました。

私は、生産力の向上により、雇用と所得を生み出し、地域内で消費や投資などの支出になる、地域経済の好循環を創りだしていくことが、活力あるまちづくりを進めるうえで重要だと考えており、産業振興を町政運営の大黒柱に据えて取り組んでまいります。

また、人口減少に歯止めをかけ、活力あるまちづくりを進めるためには、人々がこの幌延町に住みたい、暮らし続けたいと思えるようなまちにしていかなければなりません。私は、町民の皆様が心地よい人間関係の中で生きがいを持って暮らしていけるまち、そして快適な環境のもとでゆとりを持って、安全に安心して暮らしていくことを支えるまちづくりを目指します。

また、行政がしっかりと町民の声をお聴きし、意思の疎通を図りながら、信頼関係

を築いて、共生と共助の精神に基づく協働のまちづくりを進め、町民が主体の暮らし良いまちづくりを推進していきます。

私は、これまでの3年間、様々な行政課題に取り組むとともに、幌延町の将来に夢と希望の種を蒔き、はぐくむことに力を注いできました。少しずつではありますが、様々な芽が吹き出し育ちつつあると手応えを感じています。

平成30年度は、出た芽、育った苗をしっかり根付かせる年と位置づけ、開基120年の記念事業を盛り込みながら、四つの重点施策と、五つの主要施策でまちづくりを進めます。

次に、予算編成について申し上げます。

平成30年度の予算は、公共施設等の維持管理費など今後の中長期的な歳出見込みを勘案し町財政の健全性に配慮しながら、町民の暮らしを支えるとともに多様化する行政需要に応えるべく編成を行いました。

とりわけ、まち・ひと・しごと創生総合戦略の事業については、人口減少対策を推進するため、財源の重点配分を行い、事業費で2億2,100万円ほどの予算を計上しています。

継続事業は事務事業評価を実施して事業の点検と見直しを行い、消費的経費は、極力抑制しました。

また、投資的経費は、総合計画や総合戦略等に沿って事業を絞り込み、産業の振興とくらしの安全安心、子育て・教育環境の充実に重きを置くとともに、公共施設や道路・橋梁など社会資本の長寿命化にも配慮し予算編成を行いました。

なお、平成30年度に実施を計画している事業のうち、事業計画等の策定に時間を要するものについては、今後の補正予算により対応したいと考えています。

以上の結果、平成30年度の当初予算は、一般会計53億6千万円。特別会計12億3,381万6千円。合計65億9,381万6千円となりました。

次に、重点施策について申し上げます。

町では平成27年度に、人口ビジョンをまとめ、政策誘導により町民の転出抑制と転入促進を図るとともに、幌延町の合計特殊出生率を現状の1.68から2.07に向上させ、2040年の目標人口を2,241人とすることを決めました。

そして、人口ビジョン達成のための施策を網羅した「総合戦略」を策定し、平成28年度から計画的に施策展開しています。

いまのところ、平成28年度末の出生率は1.94と増加してはいますが、出生数の増加にまでは至っていないので、今後も目標達成に向けて施策を推進していきます。

経済の活性化については、地域での生産が地域内での所得へ分配され、その所得が地域内で消費や投資などとして支出をされ、生産へ還元される、地域経済の循環を高めることが大切です。

国の地域経済分析システムによりますと、幌延町における年間120億円の生産と地域外からの流入を含めた、およそ250億円の雇用その他の所得は支出へとなりますが、その支出のうち約半分が地域外へ流出している状況にあります。

私は、地域内で経済の好循環を生み出し、まちの自立度を高めるために、産業・生活基盤整備を行い一定の公共事業を確保するとともに、地域資源を活用して事業化す

る取り組みや事業を興す取り組みを支援していきます。

また、地域における仕事や所得ができるだけ地域内で循環されるよう、商工会等とも連携しながら、事業者の経営力向上を支援するとともに、事業者が有資格者の確保や養成を行うための取り組みに対し支援していきます。

まちの自立度を高めるために第1次産業の振興と安定が重要です。幌延町は酪農畜産を第1次産業の主軸と位置付け、振興を図ってきましたが、2005年と比較すると、搾乳農家戸数が100戸から67戸と3分の2まで減少し、生乳生産量も年4万7千トンから3万5千トンと4分の3に減少しています。

営農者の高齢化が進み後継者がいない中、今後更に農家戸数と乳量減少が進んだ場合、幌延町の屋台骨が揺らぎかねず、第2次、第3次産業への影響も計り知れません。したがって、今こそ攻めの農業対策に打って出なければならない時だと考えています。

このような状況から、私は、農業基盤整備事業を進めるとともに農家や農協、その他関係機関と連携して、新規就農対策や担い手対策に取り組みます。また、乳牛の増頭や生産乳量増産など既存農家の規模拡大や生産力の向上対策を推進します。

町民の暮らしについては、慣れ親しんだ地域で健康に安心して暮らしていけるよう、快適で安全な環境づくりを進めるとともに、生涯にわたり学び活動する機会の提供に努め、生きがいのある暮らしを支えていきます。

また、若い世代が安心して子どもを産み育て、働き、安定した生活を営んでいけるよう支援するとともに子育て環境を整えていきます。

何らかの支援を必要としている方のために、保健、福祉、医療、介護等の関係機関が連携して地域で支え合うしくみ、体制づくりを進めます。また、急病などへの備えとして24時間救急医療体制の確保に努めます。

JR宗谷線の存続問題に対しては、鉄道の利用促進を図り、維持のための具体的方策について、関係機関と協議を進めます。また、住民の生活交通対策についてもJR宗谷線に係る着地点を勘案しながら検討していきます。

次に、第5次幌延町総合計画の体系に基づく、5つのまちづくり施策大綱に沿って、主な施策を申し上げます。

はじめに、町民と行政との協働のまちづくりについて申し上げます。

まちづくりは、町民の地域に対する想いに始まり、それを形にしようとする行政職員の熱意と専門能力によって成り立っていくものだと考えています。

そして、町民と行政が対話と情報共有を重ね理解し合いながら、自助・共助・公助による役割分担と連携によって、まちづくりを進めていくことが今後一層必要になってきます。

コミュニティ活動の活性化と協働のまちづくりを推進するため、町内会活動の支援を行うとともにNPO法人に関する研修会を実施します。また、町民が自主的かつ主体的に行う公益性・公共性のある地域活動を促進するため、協働のまちづくり活動支援事業により支援します。

広聴広報活動については、町政懇談会や各種会合、行事の場などにおいて広く意見をお聴きし、ニーズの把握に努め、町政に反映させていきます。また、広報誌や町ホームページ、わが町の家計などにより、タイムリーで分かりやすい情報の提供に努め

ます。今年度はホームページサーバーの更新を実施します。

行政情報や防災情報の発信を行う告知放送サービスは、告知端末機の保守年限が近づいていますので、更新に向けた検討を進めます。

協働のまちづくりについては、先月、第1回ほろのべ雪ん子まつりが開催されました。この催しは、冬の賑わいを創出して幌延町を盛り上げたいと、まちの青年有志が自主的に実行委員会を立ち上げ運営されたもので、町は協働のまちづくり活動支援事業補助金と施設使用等で支援させていただきました。

このような町民と行政がともに役割を担い参画する取り組みに対しては、積極的に支援したいと考えています。

地域の児童、生徒が協力しあいながら花を育てることによって、命の大切さや相手への思いやりという基本的な人権尊重の精神を身につけてもらうことを目的に人権の花運動を実施します。また、主要な政策や計画を検討する場には、女性や若い世代の登用を進めます。

効率的な行政運営を推進するため、クラウド型総合行政システム機器を更新します。また、戸籍システムを宗谷管内5町村で共同利用するとともに住民票等のコンビニ交付サービスを実施します。

職員の資質向上と意識改革を図るため、職員研修を実施するとともに人事評価制度の運用を進めます。

本町は建築系の公共施設のほか道路・橋梁・上下水道等の土木系公共施設を多数有していますが、今後40年間、既存の施設全てを保有し続けた場合633億円の更新費用が必要となり、全ての施設更新は大変難しいと考えられますので、公共施設等総合管理計画に基づき保有施設総量の削減に努めるとともに、適切かつ計画的な維持管理と補修により財政負担の軽減と平準化を図っていきます。

次に夢と活力あふれるまちづくりについて申し上げます。

北海道の農業・農村は、日本の食料生産基地として、安全で良質な食料の安定供給と、食料自給率の向上などの役割が求められているほか、美しい景観や国土と環境の保全など多面的機能の発揮が期待されており、幌延町も農業立国北海道の一員として、その一端を担っています。

しかしながら、本町の酪農畜産を取り巻く情勢は、TPP11と日欧EPAの発効に伴う影響に不安を抱える中、農村を支える担い手の減少や高齢化による設備投資の抑制傾向に加え、生産コストの上昇、畜産環境問題への対応など、経営環境は厳しい状況にあります。

このような中、私は、将来を見据えた酪農畜産の持続的発展を図るためには、広大な土地資源を活かし、自給飼料に立脚した経営の確立と環境保全型・地域循環型生産構造の構築を進め、飼料自給率の向上を図る草地畜産基盤の総合的な整備を進めていくことが重要だと考えています。

草地型酪農と肉用牛生産を展開するため、農業基盤整備事業を継続して実施し、生産性の維持と向上を図ります。

幌延地区団体営農業基盤整備促進事業を実施し、暗渠排水や草地の整備を進めるとともに、幌延西部地区草地畜産基盤整備事業によりバンカーサイロや畜舎の整備を行

います。

問寒別地区及び上幌延開進地区において、道営畑地帯総合整備事業を実施し、農業用水道施設の改修と統廃合を進めていきます。

農業用排水路及び農地機能の保全を図る幌延地区国営総合農地防災事業については、平成30年度着工となりますので、町として事業推進に協力していきます。また、下沼及び開進地区において農業用排水路の土砂除去を実施します。

耕作放棄地の発生防止と農業の持つ多面的機能を維持し増進させるため、集落の皆様とともに中山間地域等直接支払事業、多面的機能支払事業を推進します。

町営牧場については、農家の省力化、低コスト化と本町の酪農を支える牛づくりのために適切な飼育管理に努めていますが、農家からの預託頭数が減少傾向にありますので、今後のあり方について引き続き検討していきます。

良質な生乳生産を図るため、乳牛検定組合や生乳成分検査事業の運営について引き続き支援します。

生乳の生産目標である年4万トンの生産にむけて、初妊牛の増頭により乳量増産を図る生乳生産拡大事業を実施します。

また、酪農・肉用牛増産近代化施設整備支援事業を実施し、生産基盤の強化と労働負担の軽減を図る施設の規模拡大及び機械設備の整備に対し支援します。

牛サルモネラ症等の家畜伝染病発生農場の経済的損失を緩和するため、生産者が相互で行う扶助に対し支援する家畜伝染病救済対策事業を実施します。

高齢化に対応した労働力の確保や生産コストの削減などによる経営体質の強化を図り、ゆとりある農業経営を促進するため、酪農ヘルパー利用組合への支援を継続し、幌延町農業協同組合が実施するコントラクター事業の機械整備について、酪農支援対策事業として支援を継続します。

農業に意欲のある担い手の確保と育成を図るため、幌延町酪農担い手育成センターが実施する新規就農者、酪農実習生及び農業青年配偶者対策に対し支援します。また、町内で新たに酪農を営もうとしている方に対し、新規就農者支援事業及び農業次世代人材投資事業を進め支援します。なお、今後も関係機関と連携しながら、担い手の発掘と対策の推進に努めていきます。

家畜ふん尿の有効利用と酪農畜産物の効率化及び生産性の向上を図るため、バイオマス産業都市構想の作成を進め、循環型農業と環境保全を推進していきます。

森林が有する水源涵養、災害の未然防止、地球温暖化防止、保健、保養などの多面的機能を増進するため、町有林の整備や未来につなぐ森づくり推進事業を実施します。また、みどりの環境づくり推進事業の一つとして開基120年記念植樹を実施します。

町の地図情報システムと連携させた森林所有者情報活用推進事業の実施により、森林施策の集約化促進を図ります。

近年、増加している有害鳥獣については、ほろのべ猟友会の協力を得ながら駆除を進めます。

木質バイオマスの利活用については、西天北五町衛生施設組合が、広域ごみ処理施設におけるエネルギー地産地消システムの事業化を検討しており、事業化する場合は、町内の森林資源が利活用され、林業再生や地域循環型事業の創出に結び付けられるよ

う取り組みます。

商工業は、人口減による売上の減少に加え、支出の町外流出などにより厳しい経営環境が続いており、また、経営者の高齢化とともに後継者や技術者、従業員の確保が深刻な課題となっています。

私は、商工会や建設協会など関係機関と連携して、商工業者の経営力向上や事業継続に係る取り組み、あるいは起業や開業を積極的に支援し、事業者や従業員の確保と育成を図ります。

町内消費の拡大を図るため、商工会が実施するプレミアム商品券の発行に対し支援します。また、経営基盤を安定強化するため、商工会育成事業及び中小企業融資事業を引き続き実施します。

事業者の持続的経営と経営力強化を図るため、商工業等振興促進事業及び経営力向上促進事業を実施し、店舗、事務所、社宅等の新築、改修や機械設備等の取得に対し支援します。また、後継者や従業員の育成と人材確保を図るため、人材育成支援事業及び雇用促進事業を実施し、従業員の研修や資格取得、正規雇用の増員に対し支援します。

乳製品やトナカイ・合鴨製品など「ほろのべ」の資源を活用した地場産品づくりへの取り組みを支援するとともに、トナカイや合鴨の生産強化にも配慮し、ふるさと応援推進事業と連携させながら、地域特産品の創出を図っていきます。

また、北海道大学天塩研究林と連携し、幌延町産ミズナラ材を使ったワイン樽の試験製造やワイン用ぶどうの試験栽培に取り組みます。

観光について、町では、宗谷地域を訪れる観光客の交流点”となり、幌延町にしかない資源を活かした体験、経験を提供するなどして、観光振興を通じてまちが潤い、元気になることなどを基本理念とする、幌延町地域振興観光計画を策定しましたので、今後は本計画を指針にして観光振興を推進していきます。

計画には、北大研究林を活用した教育型プログラムや四季に応じた体験メニューの開発など、自然資源の活用が盛り込まれ、また、秘境駅等の鉄道資源やサイクリング、カヌーなど、幌延らしい新しい観光の創出と滞在メニューの開発を図ることも盛り込まれています。

今年度においては、関係者と連携しながら、これらの検討を進めるとともに、地域おこし協力隊運営事業を通じて、幌延ファンや交流人口の拡大を図ります。

観光施設については、トナカイ観光牧場やノースガーデン、ビジターセンターなど既存観光施設の魅力向上を図るとともに、幌延町と宗谷地域における交流・交通の要所となる拠点の整備について、構想の具体化に向けて取り組みます。

観光PRについては、新たに開設される移住情報PR支援センター内に観光案内機能を持たせます。また、観光協会と連携して駅前観光案内板の補修を進め、引き続き町出身の井上仁志観光大使にご協力をいただき、情報発信の強化に努めます。

名林公園まつりやトナカイホワイトフェスタ等の充実を図るとともに、今年初めて開催された民間主体のイベントである、雪ん子まつりやフリカムイ・ホロノベが定着できるよう支援していきます。

私は、町民みんなが活躍して観光振興することで、まちが潤い、元気になってほし

いと考えています。

今年度も、計画のアクションプラン策定を実施し、まち・ひと・しごと創生会議等の場において、観光コンテンツ開発や特産品開発、道の駅を含めた観光拠点の整備等について検討を進めます。

深地層の研究については、幌延町が、国のエネルギー政策に協力しつつ地域の振興を図るとして進めてきた、これまでの経緯を十分に踏まえ、三者協定や深地層の研究の推進に関する条例を遵守し、尊重する中で、研究の継続と推進に向けて取り組みます。また、その他の調査又は研究開発についても、協定や条例の趣旨を踏まえて誘致し受け入れを図っていきます。

幌延地圏環境研究所では、天北炭田の褐炭層や珪藻岩層等に含まれる未利用有機物を微生物の作用によりバイオメタンに変換する技術の開発を進めていますが、昨年、バイオメタン鉱床造成、生産法を提案し、英国の学術誌『Energy Convention and Management』において、公開されるという大きな成果を挙げました。この提案技術における天北炭田でのバイオメタン生産は、理論上、経済的、工業的にも成立することが示唆されたものであり、地下環境有機物を新たな資源として利用することが大いに期待されますので、技術開発が円滑に進められるよう支援していきます。

道北地域における有用な資源である風力エネルギーを活用するための道北送電網整備事業が民間事業者により進められており、今年度から送電線整備工事が着工される計画ですので、工事関係者の拠点誘致に取り組みます。

また、家畜ふん尿や剪定枝、廃棄物等のバイオマス資源をエネルギーとして活用する方策の検討を進めるとともに、新たに設置した産業・地域振興センターを活用して事業所の誘致や新たなしごとづくりを図っていきます。

次に、健やかに安心して暮らせるまちづくりについて申し上げます。

多くの人は住み慣れたまちや家で、健やかに安心して暮らしたいと願っています。また、今後の幌延町を支えていく若い人達には、安定した生活と安心して子どもを産み育てていける環境が必要です。

町では、人口減少と少子高齢化が進む中、総合戦略に、若い世代の結婚、出産、子育てへの支援と高齢者が健康で生きがいを持って暮らせるまちづくりを施策の基本的方向として位置付け、推進することとしています。

町では、自分の健康は自分で守るという考え方を基に、町民の健康保持を後押しするため健康増進計画に沿って保健事業を推進しています。

運動習慣の定着化を図るため、ますます健康教室やウォーキングラリーを実施するとともに、こころの健康づくりを推進するため、新たにメンタルヘルス講演会を実施します。

疾病予防対策として、各種予防接種費用の助成を行っていますが、新たに65歳以上の町民を対象に帯状疱疹予防接種費用の助成を行います。また、喫煙による健康被害の減少を図るため、町立診療所での禁煙外来治療を終了した町民を対象に受診費用の一部助成を開始します。

母子保健事業については、引き続き妊婦健康診査助成事業を実施するとともに、不妊治療を受けている夫婦の経済的負担を軽減し、少子化対策の推進を図るため、不妊

治療費及び不育症治療費の助成を行います。また、母子の成長とともに生じる不安感や疑問等に対応すべく、保健師と栄養士が連携して健康相談に応じるとともに、子育て支援センターとも協働しながら子育て支援を進めていきます。

町民が自主的に健康づくりに取り組むことを助長するため、いきいきブルピーポイント事業を推進します。

医療体制については、町立診療所における初期医療と24時間救急医療体制を確保するため、医療スタッフの確保と消防署との連携を強化していきます。また、町民が安心して暮らしていけるよう、2次、3次医療機関や保健・介護の分野との円滑な連携に努めます。

今年度は、患者輸送バスを更新し、医療技術職員用住宅1棟4戸の整備を実施するほか、電子カルテ化を進めます。また、診療所の経営改善方策については、療養病床の一部を一般病床に変更し収入増を図るほか、診療所の国民健康保険診療施設化について検討していきます。

歯科診療所については、診療用機器の整備を行うとともに、今後も運営が円滑に継続されるよう配慮していきます。

住民の福祉に対するニーズが増大し、多様化する反面、少子高齢化の進行や核家族化などにより、高齢者や障がい者、子ども等を家族や地域で支える力が弱まっています。

福祉サービスを必要とする人を支えていくために、地域の繋がりを強めるとともに、住民や官民の多様な主体が参画し協働する地域支え合い体制を構築して基盤となるサービスや支援が行われるよう努めていきます。

高齢者世帯や障がい者世帯、ひとり親家庭の低所得者世帯に対し灯油価格高騰時の暖房用燃料購入費の一部助成を行う、冬の生活応援事業を継続します。

婚姻に伴う新生活を支援する新婚生活応援事業の内容を見直し実施するとともに、独身者の婚活支援を図ります。

認知症おける判断能力が低下しても、安心して住み慣れたまちで暮らし続けていけるよう、社会福祉協議会と連携して、権利擁護に関する業務を運営する成年後見支援センターを立ち上げましたので、町民への普及啓発や相談対応、申立等の支援に努めていきます。

独り暮らしの高齢者等が地域で自立した生活ができるよう、高齢者生活支援事業により除雪や給食サービスを実施します。また、町内の社会福祉法人等と連携してホームヘルプサービスや福祉有償運送サービスの提供を行います。なお、外出付添支援やゴミ出し等の横だしサービスについては、ヘルパー利用者限定せず、幅広く利用していただけるよう高齢者福祉サービスの充実を図ります。

独り暮らしの高齢者世帯の安否確認や安全を24時間確保するため、緊急通報システムや安心バトンの設置を進め、民生委員や民間事業者等と連携を図りながら、地域で高齢者を見守る活動を推進していきます。

介護保険事業につきましては、平成30年度から32年度までを期間とする、第7期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画に基づき運営していきますが、要介護者等が居宅や施設で適切なサービスが受けられることはもとより、介護予防や重度化防止

等への取り組みが求められています。保険者である町としても、地域包括支援センターを中心に医療・保健福祉分野と連携し、また、地域住民とも協働して包括的支援体制の構築に努めます。

介護予防・日常生活支援総合事業として訪問型サービスや通所型サービス等を実施しています。昨年度より、こざくら荘と連携し実施しているデイサービス終了後の時間を利用して入浴や夕食等ができる夕方デイサービスは、毎週1回送迎を行うこととし利用者の利便性向上を図ります。また、介護予防のために高齢者の生活状況の把握や相談支援に努めるとともに、閉じこもり予防のためにここにこ教室や運動及び口腔機能の向上を図る、はつらつ教室を実施します。

包括的支援事業として、認知症初期集中支援チームを設置して早期診断、早期対応に向けた支援体制を構築していくとともに、支援を必要とする軽度・独居の高齢者を支える多様なネットワーク作りのため、ケア会議等を有効活用しながら検討していきます。また、在宅医療、介護連携推進事業として、今年度は終活セミナーを開催します。

施設介護の中心的施設である特別養護老人ホームこざくら荘については、収支バランスがとれない状況ですので、運営する社会福祉法人に経営努力を求めるとともに、運営費の一部と施設利用者の通院や福祉有償運送に使用する車両購入に対し支援します。

核家族化の進行や女性の社会進出などにより、子育て環境が変化しニーズも多様化しています。このため、安心して子どもを産み育てられるよう、家庭、地域、行政が連携し子育て支援の環境づくりを進めます。

認定こども園の運営体制を確保し、保育サービスが低下することのないよう配慮します。また、英語教育、自然体験学習、リズム教育などの幼児教育を充実させ、研修により職員の資質向上を図ります。

国は幼児教育の無償化を、財源を確保しながら段階的に進めることとしており、本町でもこれまで実施してきた軽減に加え、さらに認定こども園の利用者負担額を軽減していきます。

子育て支援については、幌延町子ども・子育てプランに基づき、総合的かつ効果的の施策を推進することとしています。

放課後児童保育の運営については、スタッフの確保を図るとともに支援員認定資格研修を受講できるよう配慮します。また、子育て支援センターやファミリー・サポート・センターについても、講習会や会員向け研修会等を実施して利用しやすい環境づくりに努め、育児支援を図っていきます。

また、子育て支援の一環として、出産祝金及び養育手当の支給事業を開始します。

障がい者福祉については、障害者総合支援法が目指す地域共生社会の実現や、可能な限り身近な地域で必要な支援を受けられ、社会参加の機会が確保される環境の整備にむけて、支援や福祉サービスの向上に取り組めます。

障がい者等が安心して生活できるよう、自立支援制度の普及啓発と相談支援体制を維持するとともに、在宅生活者の移動支援など、障がいの状態や家庭、住宅などの状況に応じたサービスを提供していきます。

また、町内の福祉施設や事業者等と連携しながら、障がい者の就労の場づくりと就労支援を図っていきます。

障がい者等の経済的負担軽減を図るため、心身障がい者等が治療、検査、自立促進及び発達支援のために道内の専門医療機関等へ通院又は通所する場合の費用の一部助成を継続します。

知的障がい者の暮らしの場、生活支援の場となる「幌延町立北星園」については、指定管理者である社会福祉法人との協定に基づき、業務が適正かつ円滑に管理運営されるよう努めます。

また、グループホームでの生活の安全確保のため、スプリンクラーの設置に対し支援します。

低所得者の自立支援を図るため、関係機関と連携して要保護世帯の把握に努めるとともに、生活困窮状態への支援や生活保護世帯の生活安定と自立に向けた相談・支援に努めます。

国民年金は老後の生活を支える制度ですので、町民の年金受給資格確保のため、制度への理解が深まるよう、普及啓発や相談業務に努めます。

国民健康保険事業は、平成30年度から運営主体が北海道になることから町の国保会計のしくみや国保税の算定方式が変わりますが、円滑な移行に努め、また、後期高齢者医療制度についても、普及啓発や窓口業務の円滑に努めます。

次に、心豊かな人と文化を育むまちづくりについて申し上げます。

人を支え、地域を支え、まちを興していくのは人であり、まちづくりの基本は人づくりにあると考えます。

次代を担う子どもたちが郷土に愛着と誇りを持ち、そして、将来への夢と希望を抱き、その実現に向かおうとする意欲と行動を育むため、教育環境の整備を進めます。

また、各々が生涯をとおして豊かに学び、生きがいを実感できる社会形成が望まれており、幼児から成年、そして高齢者まで、それぞれの年代に応じた多種多様な学習機会の創出を図っていきます。

町では総合戦略の学校ICT活用推進事業として、3ヵ年計画でICT環境の整備と機器の充実を図っていますが、3年目の今年度は、各小中学校にパソコン教室用及び特別支援教育用タブレット等を整備します。また、外国語指導助手を引き続き活用するとともに、小学校における外国語活動が平成32年度から全面実施となることへ対応していくために、外国語教育の学習支援員を配置し、教育活動の推進と環境整備を図ります。

社会教育の分野では、老朽化している総合スポーツ公園パークゴルフ場の木橋や東ヶ丘スキー場のリフト、金田心象書道美術館を改修し、スポーツ・文化施設の充実を図ります。

私は、総合教育会議において、協議し策定した幌延町教育大綱に沿って、未来の幌延町を担う子どもたちの健やかな成長と、創造性豊かな生涯学習社会の実現に向けて、幌延町教育委員会の教育行政執行方針を尊重しながら、学校教育及び社会教育の充実に配慮していきます。

なお、今年が開基120年の節目の年であることから、開拓記念碑の修繕や記念写

真展を実施するとともに、記念式典を挙ります。また、記念誌や記録映像等を制作し、町民のみなさんと共にほろのべ120年の歩みを振り返りたいと考えています。さらに記念事業として、北海道日本ハムファイターズ応援大使事業や舞台芸術鑑賞事業、史跡標柱設置事業などを実施します。

次に、自然に恵まれ安全で快適なまちづくりについて申し上げます。

幌延町は、緑が豊かで住宅や施設などが新しく、人も温かで、快適そうなまちとの評価を受けており、私たちの誇りとするところです。

これまで先人達が切り拓き、整備してきた大地と社会資本を受け継ぎ、今後も、自然と調和した安全で快適なまちづくりを進めていきます。

道路整備については、国道40号幌富バイパス幌延インターの立体交差工事が進み、接続する天塩防災道路では、本体工事や天塩大橋の架け替え工事が進んでいます。今年度も引き続き事業が継続されますので、早期完成に向けて国に要請してまいります。

道道稚内幌延線のホロノエル通りの歩道整備については、要望していた舗装化が着工となり今年度も実施される予定です。また、幌延郵便局前交差点から幌延小学校付近交差点までの道路整備については、車両や通学児童等の歩行者が安全に通行することができるよう、事業の推進に向けて北海道へ引き続き要請してまいります。

町道整備につきましては、幌延下沼線、問寒中間寒線、幌延3号線の道路改良を引き続き実施します。

橋梁は、長寿命化修繕計画に基づき、6号橋、酪農橋の補修工事と楓橋、問寒橋、7号橋の実設計画を行います。また、ストック点検を15橋実施し、昨年、危険判定の出た旧清和橋と上幌1号線の損傷横断管については廃止撤去し、ボックスカルバート橋を新設します。また、日の出橋の護岸修復も実施します。

道路維持については、除雪ドーザの増強を行い、適切かつ計画的に維持管理を進めながら、道路交通の安全確保に努めます。

鉄道については、平成28年11月にJR北海道が単独では維持困難な線区を発表し、宗谷本線の名寄～稚内間がその対象となりました。

先月、北海道が公表した鉄道ネットワーク・ワーキングチーム・フォローアップ会議の報告書、将来を見据えた北海道の鉄道網のあり方についてによると、宗谷線については、国土形成や北海道の骨格を構成する幹線交通ネットワークと明確に位置づけられ、ロシア極東地域と本道との交流拡大の可能性を見据えて検討する必要性が示されました。

現在、沿線自治体等で構成する宗谷本線活性化推進協議会で宗谷本線の存続に向けて一体となって取り組むことを確認し、活動していますが、協議会ではJRの最大限の自助努力を前提に国の実効性ある支援を求めつつ、将来にわたって路線を持続的に維持していくための方策について、北海道とともに費用負担のあり方も含め検討していくこととしており、町も歩調を合わせて取り組んでいきます。

JR北海道が経費節減策の一環として実施している普通列車の減便や糠南、南幌延及び下沼駅の廃止提案については、減便対策として講じられた町民乗車票を幌延駅舎内で購入できるよう利便性の向上を図り、廃止提案のあった3駅については、当面、町が費用負担して維持管理します。また、秘境駅に係る企画イベントや、ふるさと応

援推進事業、地域おこし協力隊運営事業など、施策を連携させながら、鉄道や駅の利用促進を図っていきます。

住民の生活交通対策については、バス事業への補助を継続し、生活交通路線等の確保を図るほか、公共交通不便地の利便性向上や通院・買い物等の生活支援にも対応できるようにしくみの構築に向けて、JR宗谷線の着地点を勘案しながら検討していきます。

テレビやラジオ放送は、娯楽・文化的生活の面や災害時の情報源として効果が大きく、ラジオ放送は関係町村と共同で遠別民放ラジオ中継局を設置していますが、今年度は放送機器が更新時期をむかえましたので、費用負担します。また、安定した放送を確保するため幌延デジタルテレビ中継局予備電源装置等の更新を行います。

公営住宅については、機能維持を図るために計画的な補修に努め、今年度は宮園団地10棟20戸の屋根塗装を実施します。

人口減少対策の1つとして、移住定住促進事業を実施しています。今年度は、整備した空き家・空き地バンクの活用を呼びかけ、町内における宅地や空き家の需給マッチングを図るとともに、民営賃貸住宅建設促進助成事業及び定住促進持家住宅建設等奨励事業を継続し、賃貸住宅や持家住宅の確保と整備促進を図ります。

また、新設する移住情報PR支援センターや移住促進・体験住宅の運営管理を行うとともに、移住PR動画を制作し、情報発信して移住・定住者の増加を図ります。

公園管理については、名林公園内において、倒木の危険性がある樹木について診断調査を行い、処置を図ろうと考えています。

ふるさとの森・森林公園は、改修事業を進めバンガロー等を改修しましたが、今年度はトイレの新設と公園内敷地の駐車場や通路、排水などの整備を行います。

緑の木々や多彩な花々は、人々に潤いと安らぎを与えてくれます。町では子どもの誕生を記念して植樹会を行ったり、住民と協働して花の苗の定植活動を行っていますが、今年度は開基120年を記念し、植樹会と青いケシの苗の住民配布を実施し、緑化の普及啓発と花いっぱい運動の推進を図ります。

簡易水道については、平成31年度に幌延簡易水道と問寒別簡易水道の統合、またその後の地区営農用水道との統合を見据え、老朽化している施設や機器の更新を計画的に進めるため、水道施設基本計画を策定し水道水の水質保全と安定供給に努めます。

農業用水道については、集落人口と乳牛飼養頭数の減少により、供給水量が減少し、農業者による施設の維持管理も厳しくなっています。また、老朽化による設備の故障や水質の悪化も懸念されますので、今後は町が管理主体となる簡易水道化に向けて、利用者の皆様と協議しながら施設整備を進めていきます。

公共下水道については、施設の長寿命化計画に基づき下水道管理センター水処理設備の更新を行うとともに、管路の維持管理も含めた下水道ストックマネジメント計画を策定し適切な管理に努めます。また、集落地域の合併浄化槽を整備する個別排水処理施設整備事業についても、引き続き希望者の要望に応じていきます。

家庭等から排出される一般廃棄物については、分別と再資源化により一般ゴミを減量化し最終処分場の処理可能年限を延ばして、今後の費用負担の軽減を図っていくことが必要です。そのため、西天北五町衛生施設組合と連携して、ゴミの適正な分別と

排出について周知啓発していきます。

地球温暖化への取り組みは、2020年以降の温暖化対策の国際的枠組みが定められたパリ協定が発効し、我が国も2030年までに、2013年比で、温室効果ガス排出量を26%削減すると目標を掲げています。幌延町としてもクリーンエネルギー普及推進事業の実施や街路灯LED化事業など省エネ施策の推進により、温室効果ガスの排出量削減に努め、地球環境の保全に貢献していきます。

また、使わなくなった携帯電話等を回収して東京オリンピック・パラリンピックのメダルを作る都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクトに参加をし、小型家電のリサイクル推進に寄与したいと考えています。

町民の生命と財産を守るため、消防・救急体制を強化します。

今年度は、救急救命士を1名増員するとともに、連絡車を整備します。新庁舎となる問寒別分遣所については、消防職員を24時間常駐させる勤務体制に変更し、救急初動対応の強化を図ります。

また、消防水利が脆弱な場所の火災等にも対応できるよう、圧縮空気泡消火装置が装備された水槽付消防ポンプ自動車を整備します。

消防及び救急用車両や資器材については、機能維持が図られるよう計画的に更新していきます。

我が国の防災対策は、東日本大震災を機とする災害対策基本法の見直しにより、災害対策に当たっては災害時の被害を最小化する減災の考え方が取り入れられ、住民の自助や共助意識を高める防災教育や住民の避難に関することなど市町村が果たすべき役割が増しています。

町では、最新の情報と被害想定に基づき地域防災計画とハザードマップ等の改訂を行うとともに備蓄品の整備を進めていますが、今後も自主防災組織と連携して防災意識を高める取り組み等を進めていきます。

また、北朝鮮の核・ミサイル開発に伴い、国民保護対策の重要性が高まっています。今年度は、Jアラートの受信機を新型のものに更改し、住民の安全確保を図ります。

町民の安全確保と犯罪防止のため、老朽化した防犯灯や街路灯の更新を進めます。

交通安全意識を高め交通事故から児童等を守るため、交通安全推進協議会と連携して、児童用ヘルメットの貸与とチャイルドシート着用促進助成事業を継続します。

以上、平成30年度のまちづくりに臨む私の所信と施策の概要を申し上げます。

ポロヌブに開拓の鍬がおろされてから120年を迎えようとしています。

鬱蒼とした密林に覆われ、大地を開拓した先人たちの労苦は筆舌に尽くし難いものがありますが、前人未踏の地に踏み込む勇気と旺盛な行動力を持った開拓者魂、そして、どんな苦労や困難にも挫けない不撓不屈の精神によって幌延町の礎が築かれ、私たちは今日の繁栄を享受しています。

私たちは、北緯45度の厳しい風雪に耐え、幾多の苦難を乗り越え、今日のほろのべを築いてこられた偉大な先人たちに学び感謝するとともに、その意志を受け継ぐ者として、開拓者魂と不撓不屈の精神をもって、山積する課題に立ち向かい、2世紀目を切り拓き、築いていかなければなりません。

みなさん、幌延町の未来創造に向かって、総力を結集していこうではありませんか。

ここに、町民ならびに議員の皆様の、深甚なるご理解とご協力をお願い申し上げ、町政執行方針といたします。

議長 植村 敦君

ここで、14時30分まで休憩します。

(14時21分 休憩)

(14時30分 開議)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第15 「平成30年度 幌延町教育行政執行方針」の説明を求めます。

教育長 木澤 瑞浩君

平成30年第1回幌延町議会定例会の開会にあたり、平成30年度の教育行政に関する執行方針を申し上げます。

近年、少子高齢化や人口減少、グローバル化、高度情報化などによる社会の変化が、人々の予想を超えて進展しており、将来にわたって発展していくためには、地域をささえる人材の育成を担う教育の役割がますます重要となっています。

社会が大きく変化する時代において、子どもたちには、ふるさとに誇りと愛着を持ち、自立した人間として、自らの人生を主体的に拓き、他者と協働しながら、よりよい社会を創造していく力が求められており、学校と地域が連携、共同して、子どもの成長を支える仕組みづくりが重要となっています。

幌延町教育委員会は、様々な教育課題に対して、学校、家庭、地域、関係機関と連携し、幌延町教育大綱にそって、第5次幌延町総合計画後期基本計画や幌延町まち・ひと・しごと創生総合戦略、第6次社会教育中期計画に基づいた教育行政を推進していきます。

第1に学校教育について申し上げます。

子どもたちの生きる力を育むためには、自ら学び、自ら考え、豊かで幸せな人生を切り拓いていくことができるよう、確かな学力・豊かな心・健やかな体の調和のとれた教育活動を推進していくことが重要であり、学校、家庭、地域及び行政がそれぞれの役割と責任を果たし、相互の連携を深めながら施策を推進していきます。

1. 確かな学力の向上について。

子ども達の変化の激しい時代を生きていくためには、次期学習指導要領において、基礎的、基本的な知識、技能、それらを利用して課題を解決するための思考力、判断力、表現力に加え、学びを生かそうとする態度を身に付ける必要があります。各学校段階を通じて、主体的、対話的で深い学びを実現していくことが重要です。

このため、全国学力・学習状況調査やチャレンジテスト、標準学力検査等を活用しながら、学力や学力状況の把握、分析、指導方法の工夫改善に努めます。各学校の学力向上プランの検証改善サイクルにそって、組織的な取り組みを進めます。

学習指導においては、ティーム・ティーチングの充実やICTを活用したわかる授業づくり、基礎的、基本的な知識・技能の確実な定着に努めます。

また、家庭や地域と連携した学力向上の方策として、家庭での学習習慣を確立するための生活リズムチェックシートなどを積極的に活用していきます。

2. 豊かな心の育成について。

子どもたちの健やかな成長のためには、基本的な倫理観や規範意識を身に付け、思いやりのある心、自然や美しいものに感動する心など、豊かな人間性を育むとともに自分の生き方を主体的に考えることができる力を育成することが重要です。

今年度から、小学校の道徳は、特別の教科道徳となります。このため、幌延小学校の平成29年度北海道道徳教育推進事業の成果をもとに、考え、論議する道徳教育への転換を図り、子どもたちの道徳性を育みます。更に道徳の時間を公開し、家庭や地域に開かれた道徳教育に努めます。

また、読書活動は、豊かな感性や情操を育み、人生をよりよく生きるために欠かせないものです。各学校の朝読書の充実を図るとともに、家庭での読書習慣の啓発に取り組めます。

3. 健やかな体の育成について。

子どもたちの体力は、あらゆる活動の源として、健康維持のほか、意欲や気力の充実にも大きくかかわっており、生涯にわたって心身ともに健やかに生きる基盤となるものです。

このため、全学年の新体力テストや全国体力・運動能力・運動習慣調査の結果分析から、各学校は、体力向上プランを作成し、それを基に体力向上に努めます。また、どさん子元気アップチャレンジ、早寝、早起き、朝ごはんの推進を図るとともに、家庭やスポーツ団体等と連携した運動習慣定着の取り組みを進めます。

学校給食では、栄養教諭を中心に、家庭と連携した食に関する指導を充実させ、生活や学習の基盤となる望ましい食習慣の定着を図るとともに、地元産、道産、国産食材の活用を促進します。また、給食機器、調理機器等の衛生管理の徹底を図ります。

食物アレルギーを有する児童生徒には、幌延町学校給食における食物アレルギー対応マニュアルを基に、対応食の提供等や関係機関と連携した適切な対応に努めます。

4. 特色ある教育の推進について。

情報化、グローバル化が進展する中、子どもたちがふるさと幌延町に誇りを持ち、地域や地域の産業を支える人材や、豊かな国際感覚を備え、グローバルに活躍できる人材を育成していくことが重要です。

このため、教育の情報化については、北海道教育委員会の教育の情報化推進指針に基づき、タブレットや実物投影機等のICT機器を積極的に活用した授業を実践し、子どもたちの情報活用能力を育みます。町の総合戦略の学校ICT活用推進事業において、今年度は各小中学校のパソコン教室用及び特別支援教育用タブレット等を整備します。また、テレビ会議システムを活用し、広域性を有する本町の特性に応じた遠隔授業や交流授業を推進します。更に昨年度ソフトバンクから提供を受けた人間型ロボット「ペッパー」を活用して、プログラミング教育への興味関心を高めます。

外国語教育では、小学校の次期学習指導要領に対応した、外国語活動や外国語科の指導内容の質を確保するため、外国語指導助手と学習支援員を配置します。

小中一貫教育では、9年間の系統的、継続的な教育を行うための教育課程編成に向けて、本町の実情を踏まえた具体的な取り組みを推進します。また、体験活動等の充実を図るため、各学校の実状に応じた土曜授業を推進します。キャリア教育においても発達段階に応じて必要となる能力の育成に努めます。

5. 地域と支え合う学校づくりについて。

次期学習指導要領では、よりよい学校教育を通じて、よりよい社会を創るという目標を学校と社会が共有し、連携、協働しながら、新しい時代に求められる資質、能力を子どもたちに育む社会に開かれた教育課程の実現を図っていくことが重要です。

このため、教育家庭の実施にあたっては、これまでの実践や蓄積を生かした地域の人的、物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育事業との連携を図っていきます。

また、学校と保護者や地域住民が共に知恵を出し合い、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支える仕組み、学校運営協議会制度の導入について、段階的に推進していきます。

6. 教職員の資質、指導力の向上について。

教育の直接の担い手である教職員には、教育に対する強い情熱や使命感、豊かな人間性や社会性、高い指導力等の専門性を身に付けることが求められています。

このため、北海道教育委員会が開催する教職員研修や各種教育団体が主催する研究会、研修会への教職員の参加を奨励するとともに、各学校の指導方法の改善などの取り組みを支援します。幌延町教育研究所や情報教育センター、各教育関係団体と連携を図りながら、町内開催の研修機会を設け、教職員の資質や指導力の向上に努めます。

また、教職員一人一人が使命感や倫理観を持ち、教育活動に取り組むよう、服務規律の徹底を図ります。更に学校における働き方改革については、北海道アクションプランを基に長期休業中の学校閉庁日等の取り組みを進めます。

7. 心の教育相談体制の推進について。

子どもたちの心身両面にわたる健康問題の複雑化、深刻化が指摘されていることから、学校においては、心の不安や悩みを抱える児童生徒のサインを見逃すことなく、保護者や地域、専門機関等と連携を図りながら、適切に対応することが重要です。

このため、いじめに関するアンケート、より良い学校生活と友達づくりのためのアンケートの全学年実施や、日常の観察はもとより、計画的な教育相談を実施します。いじめや不登校、問題行動については、早期発見、早期解消の取り組みを推進します。また、幌延中学校には、生徒の悩みや不安を和らげるための心のサポート相談員を配置します。スマートフォン等の普及による情報メディアの利用が進んでいます。このため、インターネットの安全で安心な利用に向け、専門家による情報モラル教室の開催や啓発資料を活用し、情報モラル教育の充実を図ります。

8. 特別支援教育体制の充実について。

特別支援教育については、障がいのあるものとなない子どもが、共に学ぶインクルーシブ教育の理念を踏まえ、特別な支援を必要とする子ども一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援の充実を図ることが重要です。

このため、幌延町特別支援教育連絡協議会を中心に稚内養護学校等の各関係機関と連携し、教育相談の充実を図るとともに、乳幼児期からの記録ができる子育てファイルの活用や、個別の教育支援計画を作成し、長期的な視点で乳幼児期から卒業までを通して、個々に応じた的確な教育的支援の充実に努めます。

また、特別支援教育に関する教職員の専門性の向上や特別支援教育への理解を深め

る特別支援教育セミナーを開催します。

さらに、通常学級においても、支援を必要とする児童のために、特別支援教育支援員を幌延小学校に配置します。

9. 安全安心な教育環境の推進と就学支援について。

学校においては、安全教育や安全管理の充実を図り、児童生徒の安全、安心を確保することが重要です。

このため、子どもたちの快適で安全な学習環境づくりでは、施設の修繕や維持管理に努めます。また、文部科学省が推進している小中一貫教育と併せて、今後の学校施設のあり方を検討します。

児童生徒の安全確保については、交通安全や防犯、防災教育の推進を図ります。また、保護者や幌延町青少年健全育成連絡協議会、幌延町安全で安心なまちづくり推進協議会、各関係機関との連携、協働により、子どもたちを危険から守る取り組みを推進します。

経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対しては、学用品費や給食費等の援助制度、また進学される学生に対しては、町の奨学資金制度の活用啓発に努めます。

第2に、社会教育の施策について申し上げます。

町民一人一人の自主的な学習や町民相互の学習活動、地域活動は、地域の連帯や教育力を高め、豊かな暮らしを支える基盤となるものです。その推進を図るため、第6次幌延町社会教育中期計画の5つの政策を柱に、社会教育の振興に努めていきます。

1. 幌延を知るための学びづくりの場について。

町民一人一人が、生きがいのある充実した人生を送ることを目指して参加できる多様な学習機会の充実や、その学習の成果を地域に還元できる環境づくりが求められています。

このため、社会教育、体育館だより、町のホームページや告知端末機等により、情報を発信し、各種事業の啓発や参加促進に努めます。

ふるさと「ほろのべ」の豊かな自然や産業等を理解し、伝えていく事業では、生涯学習アドバイザーによる学習会や展示会の開催、親子・異世代の交流を図り、地域の自然や産業を知る、ふるさと自然体験チャレンジ教室を開催します。

読書環境づくりでは、幌延町子ども読書推進計画に基づき、幌延と問寒別の両図書館の連携や、北海道立図書館、関係機関の協力を得ながら、企画展等を開催し、図書館の利用促進に努めます。

書道文化事業では、金田心象書道美術館の作品の展示替えや書の研修、施設を活用した心象館音楽のタペコンサート、町民の作品ギャラリー展の開催及びカフェコーナーを実施します。

生涯学習の観点から、高齢者の皆さんに健康でいきいきと暮らしていただくために、生きがい教室を開催します。また、子どもや一般町民の方を対象として、外国語指導助手による異文化交流や英会話教室を開催します。

2. 地域の営みに参画できる仕組みづくりについて。

住民の社会参画活動を促進するためには、文化、スポーツ活動の充実や、地域にお

ける協働の取り組みが大切です。

このため、文化・スポーツに親しむ環境づくりでは、文化活動を広め、町民の自主的な創作活動や地域の文化祭事業を実施している幌延町文化協会、スポーツや運動に親しむ機会や各種スポーツ大会を開催している幌延町体育協会の取り組みを支援します。

地域の文化活動の充実を図るために、今年度の舞台芸術鑑賞事業では、開基120年記念事業として、東京ブラスタイル公演を計画しています。また、運動に親しむ機会の充実を図るため、軽体操教室やキッズダンス教室等を計画しています。

地域の子育てや家庭の教育力を高めるために、学校外活動や地域活動を支援するボランティア活動、PTA活動を支援します。更に、女性学級の学習活動を支援します。

住民の社会参画活動を促進するために、地域の人材の掘り起しや有効な活用を図ります。また、人材バンクへの登録や、子育て支援ボランティア人材の育成に努めながら、地域の教育力の向上を図ります。

3. 子どもの自立を促す環境づくりについて。

子どもたちの体験活動の充実や自立を促す環境づくりに努め、健全育成を図ることが求められています。

このため、子どもたちの体験活動や、異年齢の交流活動を地域ぐるみで取り組んでいる、幌延町子ども会育成連絡協議会やワラベンチャー問寒クラブを支援します。また、ふるさとの自然とふれあい、親子、異世代、地域と交流する事業については、生涯学習アドバイザーや北大天塩研究林、幌延遊考会、町内各事業所等の協力を得ながら、内容の充実を図ります。

幼児期における豊かな感性を育むため、親子ふれあい人形劇公演の開催、また、本物の舞台に触れ、豊かな情操を養うため、今年度は中学生を対象に学校舞台公演を開催します。

また、学校と連携し、長期休業中における望ましい生活習慣の定着と様々な活動を体験する、ほろのべ朝活プロジェクトの開催や、水泳・マラソン・スキー大会を実施します。

子どもたちが異年齢の友達と交流できる放課後子ども教室推進事業を地域支援ボランティアの協力を得ながら実施します。

4. 次代に向けて挑戦し続ける風土づくりについて。

地域の様々な体験活動やボランティア活動に参画する青少年を育成することが大切です。

このため、地域づくりに参画するための知識等を得る青少年の体験活動やリーダー研修会、少年の主張への参加を奨励・支援します。

地域のコミュニティ活動の推進では、学校施設や社会教育施設の有効活用を進めるとともに、青年や女性団体、有志ボランティアの活動を支援します。また、町民相互の協力や交流、地域の協働による取組の情報の提供に努めます。

スポーツの振興については、スポーツ推進委員やスポーツ指導員、幌延町体育協会や各種スポーツ団体、保健センターとの連携を図り、生涯スポーツと健康づくりを推進します。

5. 学習活動の拠点づくりについて。

生涯学習活動を支える社会教育、文化、スポーツ施設の設備や機能を充実させることが必要です。

このため、幌延町生涯学習センターと国際交流施設については、相互連携を図りながら、町民の利用しやすい施設運営に努めます。また問寒別生涯学習センターについては、利用者のニーズを把握しながら、利便性のある施設運営に努めます。

金田心象書道美術館については、外部屋根塗装や展示室天井塗装等の改修を行うとともに、金田心象先生について更に理解を深めていただけるよう、テレビモニターを整備します。

体育施設については、総合スポーツ公園や総合体育館、幌延町民プール等のより一層の利用促進に努めます。また、老朽化に伴う総合スポーツ公園パークゴルフ場の木橋や、東ヶ丘スキー場のリフト等を改修し、今後も、安全で安心な施設の維持管理と施設運営に努めます。

以上、平成30年度の教育行政に関する執行方針を申し上げましたが、本町の「心豊かな人と文化を育むまちづくり」の推進に一層の努力を重ねる所存です。

町民の皆様、町議会の皆様には、一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、教育行政執行方針といたします。

議 長 植 村 敦 君

以上をもって、「平成30年度 幌延町政執行方針」並びに「平成30年度 幌延町教育行政執行方針」を終わります。

日程第16 議案第10号「幌延町国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

議案第10号について、提案理由の説明を求めます。

住民生活課長 藤 井 和 之 君

議案第10号「幌延町国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定について」の提案理由の説明を申し上げます。

この度の改正は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が平成27年5月29日に公布され、また、地方税法及び航空機、燃料、譲与税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布されたことに伴うものであり、国民健康保険制度が都道府県化となる、所要の改正を行うものであります。

この改正条例は、4条立ての条文からなっており、第1条は幌延町国民健康保険条例、第2条は幌延町国民健康保険税条例、第3条は幌延町国民健康保険財政調整基金条例、第4条は幌延町後期高齢者医療に関する条例の一部改正であります。

それでは、配付しております、新旧対照表によりご説明させていただきますので、新旧対照表をご覧願います。

はじめに第1条の改正、幌延町国民健康保険条例の一部改正であります。

目次中の第1章及び本則の第1章の章名、第1条の見出し、及び同条の本文の改正は、法律の改正に伴い、条例も同様に改正する必要となったことから、字句を追加す

る改正であります。

目次中の第2章及び本則の第2章の章名、第2条の見出し、及び同条の本文の改正は、国民健康保険法に規定されている国民健康保険運営協議会の名称が市町村の国民健康保険の運営に関する協議会に改正されましたが、今後においても、これまでどおり、幌延町国民健康保険運営協議会の名称として規定させるための改正及び字句の改正であります。

第7条については、国保運営の統一的な方針として作成された、北海道国民健康保険運営方針において、市町村により、支給金額が異なっていた葬祭費について、全道均一の給付が行われるよう3万円に統一することによる改正と、その他字句の改正であります。

次に2ページの第2条の改正は、幌延町国民健康保険税条例の一部改正であります。第2条第1項の改正は、国民健康保険税の内訳の説明について、国に準じた内容とするよう、課税額の内容として、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、及び介護納付金課税額の納付にかかる部分について、国保事業費納付金として、納付するための改正であります。

3ページの第2項から第4項までの改正は、先程の第1項の改正に伴う引用条項の改正及び字句の整理で、4ページの第5条の2の改正は、字句の追加であります。

次の第3条の改正は、国民健康保険財政調整基金条例の一部改正であります。第一条の改正は、国民健康保険において、平成30年度から、北海道が財政運営の責任主体となることに伴い、国民健康保険財政調整基金の設置目的を変更するための改正であります。

6ページの6条の改正は、先程の基金の設置目的の改正に伴い、基金を処分することができる要件についても改正するものであります。

次の第4条の改正は、幌延町後期高齢者医療に関する、条例の1部改正であります。第3条の改正は、高齢者の医療確保に伴う改正において、第55条の2の規定が新設されたことに伴う改正と字句の改正であります。

国民健康保険の被保険者が町外の施設等に入所して、住所が移った場合、住所地特例の適応により、前住所地の被保険者として継続されますが、その国保の住所地特例者が75歳到達等により、後期高齢者医療保険に加入する場合、現行制度では、後期の住所地特例が適応されませんが、この度の改正により、後期においても住所地特例が適用されるように見直されます。

次に6ページの表下、この条例の附則であります。第1項は、施行期日に関する規定で、この条例は、平成30年4月1日から施行することとしております。第2項は、第2条の規定により、改正後の幌延町国民健康保険税条例の規定の適応する年度について規定しております。

以上、議案第10号の「幌延町国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定について」の提案理由の説明といたします。

議 長 植 村 敦 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第10号は、討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第11号「幌延町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

議案第11号について、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長 藤田 秀紀 君

議案第11号「幌延町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由を申し上げます。

この度の改正は、第6期介護保険事業計画の見直しに伴い、第1号被保険者の保険料率を改めようとするものであります。

お手元に配布しております、新旧対照表も併せてご覧願います。

第7期介護保険事業計画では、本町の人口はゆるやかに減少していきませんが、高齢者は増加していくと見込んでおり、高齢化率も平成28年で26.81%が、平成32年には31.42%になると推計しております。

要介護認定者も、ゆるやかに増加していくことが見込まれるものの、介護老人福祉施設の入所や居宅介護サービスの利用に係る給付費は、現状での実績や制度改正などを考慮すると、さほど大きな伸びが生じないと見込んでおります。

第7期計画では、第6期計画期間中の余剰金を積立てた、介護給付費準備基金からの繰入金で1,600万円程度見込まれることから、第1号被保険者の保険料基準額を年額6万7,400円。月額では5,614円としております。年額では、2,400円、月額で198円の増額となり、率にいたしますと、3.7%の増額改定であります。

条例中、第2条第1項では、保険料率を規定しておりますが、規定する期間を現行の平成27年度から平成29年度までを平成30年度から平成32年度までに改め、保険料の額は、第1号を3万3,700円、第2号を5万500円、第3号を5万500円、第4号を6万600円、第5号これが基準保険料となりますが6万7,400円、第6号8万800円、第7号8万7,600円、第8号10万1,100円、第9号11万4,500円に改めることとしております。

各段階の算定については、第5号の基準保険料に100分の50から100分の170を乗じて得た額となっております。

第2条第2項ですが、第1段階の各層の保険料の減額措置に関する規定であります。第1段階の保険料率は、基準の保険料に対する割合が、0.5となっておりますが、この度の負担軽減措置により、0.45と0.05の負担を軽減することとしております。年額では3,400円の軽減措置となります。

改正附則であります。第1条では、この条例の施行期日を、平成30年4月1日としております。また、第2条では、条例第2条の保険料率の規定は、平成30年度以降の年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の保険料は、従前のおりの保険料とするとしております。

以上、議案第11号の提案理由といたします。

議 長 植 村 敦 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第11号は、討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第12号「幌延町個人情報保護条例及び幌延町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

議案第12号について、提案理由の説明を求めます。

総務財政課長 飯 田 忠 彦 君

議案第12号「幌延町個人情報保護条例及び幌延町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由を申し上げます。

この度の改正は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が平成29年5月30日に改正され、個人情報の定義の明確化及び要配慮個人情報の定義追加などが行われたことから、町条例においても、同様の改正を行うものです。

この改正条例については、2条立ての改正になっており、第1条は、幌延町個人情報保護条例の一部改正。第2条は、幌延町情報公開条例の一部改正です。

お手共に配付の新旧対照表により、説明させていただきます。

はじめに、1ページの第1条幌延町個人情報保護条例の一部改正ですが、法律の改正によって、指紋やDNAデータ、旅券番号、運転免許証番号などの個人識別符号が個人情報に該当することが明確化されましたので、第2条の定義の改正では、条例においても、個人情報の定義を明確化するため、第1号の個人情報の定義の改正と改正後の第2号では、個人識別符号の定義を追加する改正です。

また、法律の改正では、人種、信条、社会的身分、病歴など取扱いに特に配慮を要する、要配慮個人情報の定義が追加されましたので、改正後の第3号で要配慮個人情報を追加する改正で、改正に伴い、第4号から第8号は、2号繰り下げしています。

また第8号は、第1号の個人情報の定義の改正に伴い、文言を修正する改正です。

2ページの第6条及び3ページの第7条の改正については、要配慮個人情報の定義の追加に伴う所要の改正です。

次に4ページの第2条の幌延町情報公開条例の一部改正ですが、第6条第1号の改

正については、個人情報保護条例第2条の個人情報の定義の改正に伴い、記述等の定義の整合性を合わせるため、同様の規定とする改正です。

表の下のこの条例の附則ですが、第1項では、この条例の施行期日を平成30年4月1日と規定しています。第2項では、幌延町債権管理条例の一部改正で、幌延町個人情報保護条例の改正により、条例中の引用条項の項ずれを改める改正です。

以上、議案第12号「幌延町個人情報保護条例及び幌延町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由といたします。

議長 植村 敦 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第12号は、討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

この際、日程第19 議案第13号「幌延町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」の件、日程第20 議案第14号「幌延町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」の件、日程第21 議案第15号「幌延町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援事業等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」の3件は関連がありますので、会議規則第37条の規定に基づき、一括議題にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって議案第13号から議案第15号までの3件は、一括議題とします。

議案第13号から議案第15号について、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長 藤田 秀紀 君

ただ今、一括上程されました、議案第13号「幌延町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第14号「幌延町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第15号「幌延町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援事業

等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由を申し上げます。

この度、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、介護保険法や老人福祉法など、関連法や基準等の一部改正が行われました。

この法律の改正の目的は、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生型社会の実現を図るとともに、介護保険制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスを提供されるようにするという事となっております。

全国の市町村には、保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けての取組の強化が求められ、介護保険事業計画において、介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載することとされております。また、医療と介護の連携の推進を図るため、日常的な医学管理や看取り・ターミナルなどの機能と、生活施設としての機能とを兼ね備えた、新たな介護医療院が創設されます。

その他、地域共生社会の実現に向けた取り組みとして、高齢者と障害者等が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置づけることとなりました。

これらの改正を受け、介護保険法により、市町村により定める事とされている介護保険関連施設の基準の改正もされたことにより、本町の関連条例も改正することとなります。

議案第13号の幌延町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例は、要介護1から要介護5までの要介護者に対するサービスで、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護などの人員、設備、運営に関する基準を定めている条例ですが、主に介護医療院や、共生型地域密着型サービスに関する規定が追加されております。

議案第14号の幌延町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例は、介護予防認知症対応型通所介護と介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の人員や設備、運営等に関する基準を定めた条例ですが、介護医療院に関する規定が追加されております。

議案第15号の幌延町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援事業等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例は、指定介護予防支援事業の人員や運営などの基準に関する条例ですが、この度、本事業の運営にあたり、連携に努めなければならない、町や地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定特定相談支援事業者を加えることとなりました。

また、本事業の担当職員は、指定介護予防サービス事業者等からの利用者に係る情

報の提供を受けた時に、その他必要と認める時は、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち、必要と認められるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供すること、介護予防サービス計画を作成した際には、介護予防サービス計画を主治医等に交付することが追加されております。

以上が改正概要ですが、これら改正前の町の条例は、一部を除き、国の基準どおりの基準で条例を定めておりますので、この度の3条例の一部改正つきましても、改正された国の基準どおりに改正しようとしております。

現状では、幌延町において、これらの条例に規定する介護サービスの提供はございません。

なお、これら3本の一部改正条例は、平成30年4月1日から施行することとしております。

以上、議案第13号から議案第15号までの提案理由といたします。

議 長 植 村 敦 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第13号から議案第15号は、討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって議案第13号から議案第15号までの3件については、原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第16号「幌延町移住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

議案第16号について、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長 山 本 基 継 君

議案第16号「幌延町移住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、平成28年度より設置している移住促進住宅に平成29年度改修・整備を行っている住宅を追加設置するため、幌延町移住促進住宅条例の一部を改正するものです。

移住促進住宅については、幌延町まち・ひと・しごと創生総合戦略における人口減少緩和策の具体的な施策のひとつとして設置を進めているものであり、住宅不足が常態化している本町において、総合戦略の評価指標として移住・定住希望者への住宅提供戸数を20戸とし、既存住宅の改修・整備を行っているところです。

それでは、別にお配りしている新旧対照表に基づき、改正内容をご説明いたします。

本案については、平成28年度に設置した移住促進住宅に、本年度整備を行ってい

る幌延地区の1棟2戸、問寒別地区の1棟2戸を追加設置するものであり、本条例第2条中の表に、名称及び位置、戸数をそれぞれ追加で記載すると共に、今回の追加設置によって移住促進住宅が増加することから、名称を棟数で整理することとし、既に設置済みの移住促進住宅の名称に1号棟と付け加えるものです。

幌延地区に追加設置する移住促進住宅については、その名称を幌延地区移住促進住宅1号棟とし、位置を幌延町宮園町10番地4、戸数を2戸と定めております。

問寒別地区に追加設置する移住促進住宅については、その名称を問寒別地区移住促進住宅2号棟とし、位置を幌延町字問寒別130番地1。戸数を2戸と定めております。

また、平成28年度に設置の問寒別地区移住促進住宅については、名称を問寒別地区移住促進住宅1号棟と改めております。

なお、本条例は公布の日から施行することとしております。

以上、議案第16号の提案理由の説明といたします。

議 長 植 村 敦 君

これより、質疑を行います。

3 番 齋 賀 弘 孝 君

移住定住に利用される住宅が、幌延にでき、また問寒別の方追加されたんですけども、問寒別地区の町政懇談会において、農家等に短期の間、研修に入ると。これは、最初の条例にあるように、町内での短期研修生等に滞在しても良いということが決められているから、良いと思うんですけども、その時に、1戸の方の住宅にですね、1人で入るんじゃないんですけども、農業の実習だから、複数が来ると。その複数が1人で、複数の人が1戸の家にシェアハウスをして利用して良いですかという、町政懇談会で話があったと思います。このシェアハウスをして、利用して良いのか、この条例に当てはまるのかどうかお伺いします。

企画振興グループ主幹 角 山 隆 一 君

ただ今のご質問ですけれども、規則の中ですね、同居の承認という項目がございます。親族以外の者が入る場合というのは、そのお名前書いていただくこととなりますけれども、基本的にはシェアという言い方が良いのかわかりませんが、可能となっております。以上です。

3 番 齋 賀 弘 孝 君

わかりました。今わかったんですけども、それはまた、町政懇談会の時にですね、質問者からね、そういうことを今返事できなくても、すぐ返事をお知らせしてほしいということも、2つ目の質問としてありましたよね。そういうことがすぐ決まっているのであれば、当人に町政懇談会の席でわからなくても、今わかることであれば、すぐ利用していただけるように質問者等にも連絡してほしいとそういう風に思います。シェアハウスしても良いよということが改めてわかりましたので、今後とも町内の酪農家の研修生等に大いに活用いただけることと思いますので、よろしくお願ひします。

議 長 植 村 敦 君

他、ありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第16号は、討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第17号「幌延町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について」の件を議題とします。

議案第17号について、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長 藤田 秀紀 君

議案第17号「幌延町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について」の提案理由を申し上げます。

平成26年の介護保険法の改正により、平成30年4月1日から、居宅介護支援事業者の指定権限が、北海道から市町村に法定移譲されることとなっていました。それに伴い、市町村において、厚生労働省令で定められている、指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準に基づき、その基準を定める条例を制定することとなっています。

本案は、指定居宅介護支援事業者の指定要件や人員に関する基準、運営に関する基準等について定める条例ですが、本案に規定している基準は、全て国の基準同様の基準で定めています。

なお、附則ですが、この条例は、平成30年4月1日から施行することとしております。

以上、議案第17号の提案理由といたします。

議長 植村 敦 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第17号は、討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第18号「幌延町移住情報PR支援センター設置条例の制定について」の件を議題とします。

議案第18号について、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長 山本 基継 君

議案第18号「幌延町移住情報PR支援センター設置条例の制定について」の提案理由を申し上げます。

本条例は、本町における移住者受入体制の充実、利便性の向上及びまちの賑わい創出を図ることを目的として設置する、幌延町移住情報PR支援センターの位置や名称、事業等について、必要な事項を定めようとするものです。

まず、第1条で本センターの設置目的を定め、第2条で定める名称及び位置において、施設の名称を幌延町移住情報PR支援センターとし、設置の場所を天塩郡幌延町1条北1丁目28番地10としております。

第3条では、管理について定め、本センターは常に良好な状態において管理し、効果的に運用しなければならないとしております。

第4条では、本センターの設置目的を達成させるために行う事業について定め、移住に関する相談や支援、情報発信に関する事業の他、町内外住民の交流の促進に資する事業や、まちの賑わいを創出する事業、利便性の向上に資する事業等を行うこととしております。

第5条では、本センターの維持管理と運営を行うため、必要な職員を置くことができると定めており、第6条では、この条例に定めるものの他、必要な事項については規則に委任することとしております。

なお、本条例は平成30年4月1日から施行することとしております。

以上、議案第18号の提案理由の説明といたします。

議長 植村 敦 君

これより、質疑を行います。

7 番 高橋 秀之 君

第3条の常に良好な状態で管理するってあるんですけど、良好な状態というのは、どういう状態を差してるんでしょう。

企画振興グループ主幹 角山 隆一 君

ただいまのご質問にお答えいたします。

良好な状態というのは、設置した当初の目的を果たせるような状態ということで、ちょっと抽象的にはなりますが、目的を達成するためにですね、十分な状態というようなことをご理解いただければと思います。以上です。

3 番 斎賀 弘孝 君

設置条例に関わるかどうかちょっとわからなくて、申し訳ないんですけども。今まで電話とかの問い合わせで、幌延町に移住定住したいんだよってというのが、何件ぐらいあって、また本人が直接役所に来て、移住定住の相談したいっていう、それらの人数がいっぱんと言いますか、こっちのセンターができるので、そちらの方に来ると思うんですけども、この条例設置して、初年度どのぐらいの人数を見込んでるのか。

また、先程の良好な状態、そしてまた利便性の向上ですね、情報発信に関する事業で、この建物の中の設備ですね、今私が言ったこの目的沿った設備、情報発信に関する設備とか、そういうことは、設置条例に盛り込まなくて良いのかなっていうのがあるんです。インターネット環境にするのか、ただ電話も置かないのか。そういう細かい

いことは、のちのち考えるということで良いんですか。

企画振興グループ主幹 角 山 隆 一 君

まず、すいません。今のご質問なんですが、設備という点では、先般設計図等のお示ししているところですけども、受付カウンターと移住相談窓口を。パーテーションによって仕切って、プライバシーを確保しながら、受け付け体制を行う。また、情報発信ということで、町の空き家空き地バンクの情報であったり、補助事業ですか、住宅等の建設補助等ありますが、そういったものをトータルでお示しすることになると思います。現状で、お話戻りまして、直接窓口にてですね、移住をしたいというような相談については、今までありません。ただ、電話です、例えばなんですが、どういった補助制度があるのでしょうか。それは、住宅を建設するにあたってであったり、民間住宅の補助事業もありますので、そういったものに関する問い合わせについては、年間数件あるというのが、すいません、記憶の範疇で何件とはお答えできませんが、制度に関する問い合わせというのが主に今ある現状でございます。以上です。

議 長 植 村 敦 君

他ありませんか。

3 番 齋 賀 弘 孝 君

わかりました。今まで年間数件だったやつが、きっと役所からこちらに電話も設置して、机があるとかそういうのは、わかるんですよ。だから、全部今まで役所に企画のところに来てた山がこちらに問い合わせの事がこちらに移動するんですよ、全部ね、仕事が。ですから、必要な職員等を置くことができると書いてあるんで、必要な職員というのは、地域おこし協力隊のことだと思ってよろしいんですよ。電話もこちらにももちろん設備として設けると。移住定住については、一切こちらにいくんだよ、そのための設置条例だよということでよろしいんですよ。

企画振興グループ主幹 角 山 隆 一 君

運営については、現状当面の間は、地域おこし協力隊で考えております。ただ、新しく設ける事業所でありますので、我々のグループの方も、もちろんサポートしながらですね、やっていかないとなかなか難しい部分あると思いますので、そこは完全に協力隊に切り離すというよりは、グループの1つの出先として、そういった移住定住に関する相談については、センターの方でお受けすると。また、観光案内っていう側面も持たせているので、町に来られた方ですね、駅を目指されるというようなこともありますので、そこに窓口があって、観光目的の方に観光案内もするんですけども、幌延町に移住した場合のメリットみたいなものもご相談、ご提案できれば、将来的に移住に繋がるのではないかとということも、考えております。以上です。

議 長 植 村 敦 君

他、ありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第18号は、討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第19号「幌延町産業・地域振興センターの指定管理者の指定について」の件を議題とします。

議案第19号について、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長 山本基継君

議案第19号「幌延町産業・地域振興センターの指定管理者の指定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、幌延町における学術研究、産業及び地域の振興を図ることを目的に取得、設置した幌延町産業・地域振興センターの管理者を指定するにあたり、幌延町公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第7条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

本センターについては、平成29年第6回幌延町議会臨時会において、建物の取得について議決をいただいたのち取得し、第7回幌延町議会定例会において、施設の設置に関する条例議決を経て設置したものであり、現在は、これまで建物を所有管理していた幌延建設業協同組合へ、施設の清掃や設備の保守点検、場内の除排雪等に関する業務を委託しているところですが、平成30年4月1日から、本センターを拠点とした産業及び地域振興を推進するにあたり、地域の活力を積極的に活用した管理・運営を行うことを目的に、株式会社幌延町トナカイ観光牧場を指定管理者の候補者として選定したところです。

株式会社幌延町トナカイ観光牧場は、平成12年4月3日、町が100%出資して設立した法人であり、町からトナカイ観光牧場の管理業務を受託し、平成18年度からは同牧場の指定管理者として効率的な運営と積極的な事業展開により、来場者数やトナカイ貸出件数を増加させていることに加え、地域おこし協力隊等が行う「お土産品開発」の取り組みに対し、トナカイ角の供給を行うなど、観光産業の振興や地域振興に対する顕著な実績があることから、本センターの設置目的である学術研究や産業及び地域の振興を図ることが、相当程度期待できると総合的に判断し、幌延町公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第6条の規定に基づき、公募によることなく、株式会社幌延町トナカイ観光牧場を指定管理者の候補として選定したものです。

指定期間については、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間とし、指定管理者に指定した際には、本センターの維持管理業務の他、本センターの使用許可や利用促進に関する業務に加え、町内での起業・開業に向けた支援と、その支援に付随して発生する移住や定住の推進に関する業務等について定めた協定の締結を予定しております。

以上議案第19号「幌延町産業・地域振興センターの指定管理者の指定について」

の提案理由の説明といたします。

議 長 植 村 敦 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第19号は、討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

ここで15時55分まで休憩します。

(15時40分 休 憩)

(15時55分 開 議)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

お諮りします。

この際、日程第20 議案第20号「平成30年度幌延町一般会計予算」

日程第21 議案第21号「平成30年度幌延町立診療所特別会計予算」

日程第22 議案第22号「平成30年度幌延町国民健康保険特別会計予算」

日程第23 議案第23号「平成30年度幌延町後期高齢者医療特別会計予算」

日程第24 議案第24号「平成30年度幌延町介護保険特別会計予算」

日程第25 議案第25号「平成30年度幌延町簡易水道事業特別会計予算」

日程第26 議案第26号「平成30年度幌延町下水道事業特別会計予算」

の7件は関連がありますので、会議規則第37条の規定に基づき、一括議題にしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって議案第20号から議案第26号までの7件は、一括議題とします。

議案第20号から議案第26号までの、提案理由の説明を求めます。

副 町 長 岩 川 実 樹 君

ただいま上程されました、議案第20号から第26号までの、平成30年度幌延町各会計予算につきまして、配布しております説明資料に基づいて概要を申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

1ページをお開きください。

はじめに、政府予算案に触れさせていただきます。

国の平成30年度一般会計予算額は、歳入歳出9兆7,128億円で、前年度比0.3%の増加となっております。政府は、経済再生と財政健全化を両立する予算として、社会保障制度を全世代型社会保障へ転換し、人への投資の拡充を促進し、保育

の受け皿拡大、保育士・介護人材等の処遇改善や幼児教育の段階的無償化を図るほか、給付型奨学金の拡充等の人づくり革命を推進するとしています。また、持続的な賃金上昇とデフレからの脱却につなげるため、生産性の向上を図るための施策を推進し、地域の中核・中小企業による設備・人材への投資を支援するとともに、賃上げや設備投資を行った企業に対する税制上の措置やインフラ整備への重点化など、生産性革命を推進するとしています。

歳入の、租税及び印紙収入につきましては、所得税や消費税の税収増を含め2.4%増の59兆790億円を見込んでおり、公債金は33兆6,922億円で、新規国債発行額は税収を下回り、公債依存度は34.5%程度となっております。

次に、地方財政計画ですが、歳入歳出規模は86兆8,973億円で、前年度と比較して0.3%の増となっております。

歳入の地方交付税につきましては、16兆85億円、前年度比2.0%の減少で、地方税、地方交付税及び臨時財政対策債等の一般財源総額は、62兆1,542億円で、前年度比0.1%の増となっております。

次に、平成30年度幌延町各会計予算について、ご説明いたします。2ページをお開きください。

予算の総括についてです。予算編成にあたりましては、歳出全般について見直しを行いつつ、町財政の健全性に配慮しながら、町民ニーズに応えるとともに、総合戦略を推進するため、財源の重点配分を行いました。

人件費及び扶助費を除く消費的経費の予算編成につきましては、財源の効率的な活用を図りつつ、くらしの安心安全や子育て、教育環境の充実に配慮した編成といたしました。

投資的経費につきましては、農業基盤整備事業や商工業経営力向上促進事業など産業の振興に重きを置くとともに、公用施設や道路橋梁等の整備と改修を進めることといたしました。

また、「幌延町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、安心なくらしとまちづくりや子育て支援と人づくりの推進、まちへ新しい人の流れをつくる等のソフト事業への取組も進めることとしております。

1の各会計別当初予算総括表をご覧ください。

一般会計から下水道事業特別会計までの7会計の予算額合計は、65億9,381万6千円で、前年度当初予算と比較して、3億6,605万6千円、5.9%の増となります。

下の表、2の当初・繰越予算の状況をご覧ください。

平成29年度一般会計予算に繰越明許費として設定済の分と、今定例会に提案の補正予算で設定予定の分を合わせた1,638万5千円が、平成30年度への繰越となります。この繰越を合わせますと、一般会計の合計は53億7,638万5千円、全会計の合計は66億1,020万1千円の予算規模となります。

4ページをお開きください。

5の各会計別地方債現在高です。平成30年度末残高は、前年度末より3億254万2千円減少して、41億3,447万1千円を予定しております。6の各会計別基

金現在高は、前年度末より3億1,592万4千円減少し、30年度末で47億6,156万1千円を予定しております。7の北海道市町村備荒資金組合納付金現在高は、前年度末より596万8千円増加し、30年度末で17億8,974万円を予定しております。

6ページをお開きください。

10の各会計別 人件費の状況です。全会計104人の職員の人件費総額は、8億1,242万6千円で、総予算額の12.3%を占めています。一人当たり781万2千円で、共済費を除きますと一人当たり597万7千円になります。主な増減要因として、30年度は、看護師と保健師の増加分が人件費予算に反映されており、給料、職員手当及び共済費が増加しております。

8ページをお開きください。

一般会計予算の概要について、ご説明いたします。

平成30年度一般会計予算総額は、歳入歳出それぞれ53億6千万円で、平成29年度当初予算と比較して3億2,700万円、6.5%の増となります。これは、幌延西部地区草地畜産基盤整備事業及びふるさとの森森林公園改修事業などが大きな要因です。

9ページは、歳入の内訳です。

1款 町税は、6億3,137万3千円の計上で、前年度比3.3%の減となります。これは、償却資産に係る固定資産税の減少が主な要因です。詳細は、12ページの(4)町税税目別収入の状況をご参照ください。

9款 地方交付税は、普通交付税の前年度交付決定額から人口減少分と診療所に係る病床特例の皆減分等を勘案して8,300万円減額して21億4千万円の計上で、前年度比3.7%の減となります。普通交付税及び特別交付税等の内訳は、13ページの(6)地方交付税等当初予算額・決算額の推移をご参照ください。

12款 使用料及び手数料は、前年度比25.4%増の1億7,751万3千円の計上です。これは、産業・地域振興センターに係る研究室や事務室の使用料が新規に見込まれることが主な増加要因です。

13款 国庫支出金は、前年度比12.5%増の2億5,658万3千円の計上です。これは、橋梁点検や長寿命化改修に係る社会資本整備総合交付金の増加が主な要因です。

14款 道支出金は、前年度比1.2%増の2億2,659万4千円の計上です。幌延地区団体営農業基盤整備促進事業の事業量増加等が主な要因ですが、新たなものとして、農業次世代人材投資事業や多子世帯保育料軽減支援事業に係る補助金を計上しております。

17款 繰入金は、8,980万円増の4億662万円の計上です。酪農・肉用牛増産近代化施設整備事業や商工業経営力向上促進事業等への財源充当のため、ふるさと創生基金から1億702万円繰り入れることや、財政調整基金から6,540万円繰り入れることが、主な増加要因です。なお、繰入金の詳細は、20ページの(7)基金積立・取崩額及び充当事業をご参照ください。

19款 諸収入は、3億142万7千円増の4億224万4千円の計上です。幌延

西部地区草地畜産基盤整備事業に係る受益者負担金の増加が主な要因です。

20款 町債は、前年度比5.2%減の8億3,820万円の計上です。問寒別分遣所整備事業の完了に伴う減少や、ふるさとの森森林公園改修事業、医療技術職員住宅整備事業の実施による増加が主な要因です。内訳は、19ページの(6)町債の発行事業をご参照ください。

次に、歳出の内訳について、ご説明いたします。14ページをお開きください。

(1-1) 歳出款別予算額の内訳です。

1款 議会費は、議員報酬、職員給料等で4,745万4千円の計上です。

2款 総務費は、6億2,474万6千円で、主な事業として、情報通信施設運営事業、移住定住促進事業、公共交通対策管理費、まち・ひと・しごと創生事業等のほか、新規事業として産業・地域振興センター運営事業、ホームページサーバー更改事業、開基120年記念事業を計上しております。

3款 民生費は、5億4,673万3千円で、こぎくら荘支援事業、障がい者福祉管理費、児童手当支給事業、認定こども園管理費、子育て支援センター運営費等のほか、新規に出産祝金及び養育手当支給事業を計上しております。

4款 衛生費は、6億13万1千円で、公衆浴場管理費、予防事業、母子保健事業、保健推進事業及び町立歯科診療所運営事業等のほか、新規に患者輸送バス整備事業、医療職員養成修学資金貸付事業を計上しております。

6款 農林水産業費は、9億1,092万4千円で、中山間地域等直接支払事業、町営牧場管理費、幌延西部地区草地畜産基盤整備事業などの各種農業基盤整備事業及び町有林整備事業等のほか、新規に酪農・肉用牛増産近代化施設整備事業、上幌延開進地区農業用水道施設改修事業、新規就農者支援事業を計上しております。

7款 商工費は、1億4,723万5千円で、商工会育成事業、中小企業融資事業、商工業等振興促進事業及びトナカイ観光牧場管理委託事業等のほか、新規に商工業経営力向上促進事業、商工業雇用促進事業を計上しております。

8款 土木費は、7億8,733万8千円で、町道の改良事業や維持管理費、橋梁長寿命化改修事業及び公営住宅管理費等のほか、新規にふるさとの森森林公園改修事業、町道中間寒1号線橋梁新設事業、町道上幌延1号線橋梁新設事業、公営住宅補修事業を計上しております。

9款 消防費は、2億336万8千円で、北留萌消防組合負担金及び防災対策事業が主な事業となりますが、消防組合負担金のうち、新規に水槽付消防ポンプ車及び連絡車の購入費や旧問寒別分遣所サイレン塔撤去工事費が含まれており、また、新規防災事業として、全国瞬時警報システム更改事業を計上しております。

10款 教育費は、3億4,809万9千円で、各小中学校や社会教育施設に係る運営管理費や情報通信機器等整備事業、スクールバス運行等が主な事業となりますが、新規に東ヶ丘スキー場リフト補修事業、金田心象書道美術館改修事業及び総合スポーツ公園改修事業を計上しております。

12款 公債費は、地方債の償還等で、平成30年度の償還からハード系の事業に係る償還期間を5年から10年に延ばすことで償還額の抑制を図ることとし、11億2,897万1千円の計上です。

16ページをお開きください。(3-1)から(4)までは、歳出の性質別予算額の内訳等です。

22ページをお開きください。

(9)は、一部事務組合への負担金の状況です。西天北五町衛生施設組合及び北留萌消防組合幌延支署分の負担金内訳を整理しております。

西天につきましては、前年度の一般廃棄物最終処分場施設改修工事が完了し、今年度は旧し尿処理施設解体事業の実施を見込み、普通建設事業が増加しておりますが、廃棄物処理施設整備に係る長期債の元利償還金が完済し公債費が減少しましたので、当町の負担金は1億2,269万1千円、前年度比37万4千円の増加となりました。北留萌消防組合につきましては、普通建設事業として水槽付消防ポンプ車の購入事業等が計上されておりますが、前年度で問寒別分遣所整備事業が完了したことに伴い、負担金が1億4,913万3千円減少し、1億9,393万5千円となりました。

24ページをお開きください。

(10)は、地方消費税交付金のうち社会保障財源化分1,980万円が充てられる社会保障経費及び施策に要する経費の内訳です。

25ページから31ページまでは、繰越事業も含めた、平成30年度の主な事業の概要を整理しております。

32ページをお開きください。

(13)は当該年度の事業のうち、まち・ひと・しごと創生総合戦略事業に係る事業と予算を整理し再掲しており、予算総額は2億2,104万9千円の計上で、前年度と比べ1億283万5千円の増加です。

次に特別会計予算の概要を申し上げます。

33ページをお開きください。

診療所特別会計です。管理運営等の状況ですが、経営改善を図るため、これまで療養病床19床としていたものを今年度から、一般病床4床、療養病床15床に変更いたします。病床19床のうち、1日平均の入院患者数は7.1人で、1日平均の外来患者数は、62.8人を見込んでおります。歳入歳出予算総額は、4億2,076万8千円です。一般会計からの繰入金は、医療技術職員住宅整備事業分を含め、2億9,222万円となります。

34ページをお開きください。

国民健康保険特別会計です。今年度から国保の運営主体が北海道になることに伴い、国保会計の歳入・歳出科目が大きく変わっております。

管理運営等の状況ですが、年間平均の被保険者数は、596人で、前年度と比較して9人の減、加入世帯数は343世帯を予定しております。歳入歳出予算総額は、2億4,639万3千円で、前年度比18.7%の減となります。

歳入の国民健康保険税は、8,044万5千円で、前年度比3.8%の増となります。

また、従前、国・道・支払基金から別々に交付されておりました各種交付金等は、道が国保財政の運営主体となることから、新たに道支出金として交付され、1億3,869万7千円を見込んでおります。

歳出では、保険給付費が、1億2,840万4千円で、前年度比9.7%の減となり

ます。

また、従前、社会診療報酬支払基金へ支出していた後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等、介護納付金は、道で取りまとめて支出することから、新たに国民健康保険事業費納付金という科目になり、9,802万9千円を見込んでおります。

35ページをお開きください。

後期高齢者医療特別会計です。歳入歳出予算総額は、5,789万6千円で、前年度比11.4%の増となります。歳入の後期高齢者医療保険料は、年間平均被保険者384人で、1,644万円、前年度比6.6%の増となります。被保険者1人当りの年保険料は4万2,813円です。

歳出の後期高齢者医療広域連合納付金は、5,064万2千円で、前年度比3.2%の増となります。

36ページをお開きください。

介護保険特別会計です。保険事業勘定につきましては、年間平均の第1号被保険者数は682人。要介護等認定者数131人を予定し、歳入歳出予算総額は、2億6,138万8千円で、前年度比9.7%の増となります。

歳出の保険給付費は、2億755万8千円で、前年度比7.5%の増となります。

37ページの介護サービス事業勘定です。

居宅介護及び介護予防のサービス計画作成件数は72件を予定しており、歳入歳出予算総額は821万5千円で、前年度比4.2%の増となります。

38ページをお開きください。

簡易水道事業特別会計です。月平均給水戸数は、1,053戸を予定し、歳入歳出予算総額4,881万8千円で、前年度比17.5%の減となります。

歳入の水道使用料及び手数料は、4,342万2千円で、前年度比0.9%の減となります。

歳出の水道管理費は、前年度の水道管路図デジタル化業務の完了と今年度の現場用車両購入により3,494万3千円、前年度比19.3%の減、水道整備費は、前年度の間寒別配水池水位計設置工事の完了と、今年度の簡易水道施設基本計画業務実施により、322万8千円、前年度比53.3%の減となります。

39ページをお開きください。

下水道事業特別会計です。年度末の予定処理戸数は840戸とし、水洗化率は96.6%、合併処理浄化槽設置基数を129基と予定しております。

歳入歳出予算総額は、1億9,033万8千円で、前年度比10.6%の減となります。

歳入の使用料及び手数料は、3,497万8千円、前年度比0.1%の増、繰入金は、1億1,590万9千円、前年度比0.5%の増となります。

歳出の施設管理費は、7,041万9千円で、前年度比19.0%の増となり、施設整備費は、下水道管理センター等長寿命化計画に基づく水処理設備等の更新で4,311万3千円、前年度比42.0%の減です。

個別排水施設整備費につきましては、合併処理浄化槽3基の設置を見込み1,002万5千円を計上しております。

以上、一般会計ほか各会計予算案の概要を申し上げました。

予算審議を通して、議員の皆様からのご意見、ご提言をいただくとともに、予算執行につきましては、ご理解とご協力をお願い申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

議 長 植 村 敦 君

お諮りします。

本案は、議員全員をもって構成する「平成30年度幌延町各会計予算審査特別委員会」を設置の上、これに付託して審査したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、議員全員をもって構成する「平成30年度幌延町各会計予算審査特別委員会」を設置の上、これに付託して審査することに決定しました。

第1回特別委員会は、委員会条例第7条第1項の規定に基づき、議長において招集することとし、委員長、副委員の互選を行います。

ここで、暫時休憩します。

休憩中に「平成30年度幌延町各会計予算審査特別委員会」を開会します。なお、委員長の互選については、委員会条例第7条第2項の規定に基づき、年長の議員が職務を行うことになっておりますので、よろしくお願ひします。

(16時23分 休 憩)

(16時28分 開 議)

休憩を解いて、会議を再開します。

本日の議事日程は、全て終了しました。

これにて、散会します。

なお、明日は午前10時より会議を開きます。

本日は、大変ご苦勞様でした。

(16時29分 散 会)

以上、相違ないことを証するため、署名議員と共に署名する。

幌延町議会議長 植村 敦

署名議員 2番 西澤 裕之

署名議員 3番 斎賀 弘孝

以上、記録する。

主 事 満保 希来